

付属資料

1. 面談・訪問記録
2. 質問書回答
3. モンゴル公認会計士協会の中期活動方針
4. モンゴル公認会計士協会からの研修計画に対するコメント（英文）
5. モンゴル国 監査法
6. 協議議事録

資料1. 面談・訪問記録

目次

1. モンゴル公認会計士協会	-27-
2. 監査事務所 Itgelt Audit	-40-
3. 民間企業（製薬/販売）Emiin Uildver LC	-46-
4. 監査事務所 Information Audit	-49-
5. 商業銀行 Capitron Bank	-52-
6. 外国監査事務所 Ernst&Young	-55-
7. 銀行監督専門家 久保田氏	-57-
8. モンゴル財務省 MOF	-62-

訪問記録

平成17年6月7日(火)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 モンゴル国 公認会計士協会訪問
日時	平成17年6月7日(火) 14:00~14:30
場所	モンゴル国 公認会計士協会 会議室
出席者	モンゴル側 ドンドク会長以下同協会幹部 日本側 調査団
概要	<p>1 ドンドク会長 モンゴル会計法の制定と、会計士協会の設立について</p> <p>モンゴル国は1993年に会計法を制定した。それ以前はロシアの会計制度を取り入れており、また企業は国営であったので、国が国営企業に対して監査をすることはあっても、現在の会計監査は概念すら存在しなかった。1990年からの市場経済化の過程の中で、1991年に渡米し同国の公認会計士制度を勉強し、米国で短期研修を受けた。帰国後財務省の同僚とモンゴルにおける会計法を起草し、1993年に会計法が制定された。当時モンゴル公認会計士協会はまだ発足していなかった。同法では国際会計基準を取り入れることと会計審議会(Mongolian Professional Accounting Council = MPAC)の設立も規定した。また、会計法の制定に続き、高い能力を持った公認会計士の育成を、大学の教授や大手企業の会計専門家と共に研究を開始し、1995年には日本公認会計士協会や日本の監査事務所を訪問した。日本を訪問して得た知見を踏まえ1997年に監査法を作った。</p> <p>会計法が制定されてから国際機関がモンゴルの会計制度に関心を持ち始めた。1993-1998年にかけてアジア開発銀行及び世界銀行の支援を受けた。最初、国際会計基準(IAS)を大手企業、財務省、教育者に教えた。そして、高い能力のある公認会計士の育成もこの5-6年続いたプロジェクトの目的となった。大学の教官への教育を通して、大学のカリキュラムが構築されていった。又、国際会計基準の知識を持つ人が増加した。</p>

1996年、モンゴルにおいて公認会計士協会が設立されたが、その設立に向けた準備段階で日本の公認会計士制度が非常に参考になった。1997年から1998年にかけて、モンゴルの公認会計士（新たな合格者）18名が本格的な研修を米国人とフィリピン人の教官から受け、1998年に現在と同様な資格の公認会計士が誕生した。なお、1998年以前に公認会計士に認定された人にも研修は実施していた。

2000年にはアジア・太平洋会計士連盟（CAPA）に加盟し、ASEAN会計士連盟にも加盟した。2003年には国際会計士連盟に準加盟した。CAPA及びIFAC加盟の際、日本公認会計士協会がモンゴル公認会計士協会を推薦してくれたことに感謝している。特に日本公認会計士協会の元会長でCAPA会長を歴任した川北博氏の貢献は忘れることができない。日本公認会計士協会は常に世界をリードしており、わが国の会計士協会の発展に非常に参考になると考えている。

2 エンクアムガラン副会長

モンゴルの会計士協会の現状と活動目的について

モンゴル会計士協会は2001年当地に研修施設を兼ねた自社ビルを建設したが、現在はこのビルでは手狭になっているので、南側の土地に高いビルを建設しようと考えている。2001年以前は別の場所を借りていた。

現在の協会の活動目的は下記の通りである。

1. 国家機関に対する支援
2. 財務省と連携しながら、会計・監査における法的整備を促進する。
3. 監査の発展、会計士の育成、権利保護に向けた活動を行う。
4. 公認会計士の倫理・道徳を醸成する規則を制定し、倫理規則を遵守させる。
5. 会計・監査に関する調査研究を行う。
6. インターネットなどを活用し、会員や一般市民に対して広報活動を行う。

公認会計士協会の4つの委員会関係者には、大学の教官、監査事務所の経営者や幹部、財務省の幹部職員などが含まれている。職員が所属するのはワーキンググループが中心である。1993年の第1回公認会計士試験の合格者は16名だったが、現在、会員数は1,290名で、その内69%が首都ウランバートルにいる。法人数は1993年に2社であったが、現在は49社になっている。また4年に1度大会を行っており、1996年、2000年、2004年に実施した。

3 研修委員会

モンゴル公認会計士協会で最も重要な事業は研修である。研修の主な種類は次の通りである。

1. 公認会計士試験をこれから受験する人用の準備研修、
2. 既に公認会計士の資格を持った人に対する資格更新試験のための研修
3. 継続的専門研修
4. PC 研修（会計ソフト研修）、簿記会計研修、資産運営管理研修、及び
5. 大学にて会計学を専攻している学生向けの実習研修（例えば、会計ソフトの使い方を実習すること）

受験者に対する準備研修は、科目毎に選べ、希望すれば誰でも受講できる。（とはいえ、会計学を専攻し、かつ2年間の実務経験を積まなければならないという受験資格の要件があるため、主として受験資格を満たす人が受講していると推定される。）

モンゴル公認会計士協会は、研修教材のテキストを作成し、印刷もやっている。テストのデータベースも作成しており、2004年にソフトウェア会社にテストのデータベース開発を依頼した。なお、会計専門職（企業や国営企業の経理担当者として推定される）に対して簿記会計を教えている。なお、研修の講師は協会の職員が行っている。協会のメンバーで大学にて講師を行っている人に依頼するケースもあるが、彼らは過去にモンゴル公認会計士協会の研修を受けている。委員会の事務局担当者（secretary）も研修の講師をしている。

更新試験について

更新試験は、資格取得後第1回目は2年後、その後、5年後に実施している。2回目の更新試験に合格すれば資格は無期限に有効となる。しかし、その後も定期的に公認会計士協会の研修を受けなければならない制度となっており、2回目の更新試験に合格した者も2年毎に2週間の継続的専門研修（CPE）を受けなければならない。更新試験で不合格になった場合、6ヶ月間の延長が認められており、再度更新試験を受験できる。（更新試験は落とすための試験ではないため、普通合格すると推定される）

資格取得試験について

公認会計士の資格取得試験を受験できるのは、大学で会計学を専攻し、かつ2年間の実務経験を有する者である。大学の学士の資格を得ていない人が受験するには、10年間の実務経験が必要である。公認会計士の試験は、会計理論、

会計実務、監査理論、その他法律（税法、商法など）の4科目を実施する。試験科目は、監査法で規定されている。すべて合計して80%以上の正解率であれば合格となるが、一科目でも70%以下であったなら不合格である。試験時間は会計実務が5時間、他の3科目が3.5時間である。正解率が80%以上を取った科目について、1年間だけ科目合格が認められる。現在の合格率は約15%である。

ウランバートル市では資格取得試験を年に2回、その他の都市では年に1回実施している。資格取得試験用の準備研修をモンゴル公認会計士協会では実施しており、この受験プログラムの研修時間は224時間である。また特別研修として英語による準備研修も2004年4月から行っており、モンゴル語と同じ内容を英語で行っている。Jeremy Workman氏が英語による研修の教官である。本年12月には希望者に対して英語にて資格試験を行う予定である。

他に公認会計士試験の準備研修を行っている機関は無い。モンゴル公認会計士協会では研修による収入が総収入の約8割を占める。また今後専門学校や大学に準備研修を委託する予定も無い。受験指導をしたいと思っている大学は今のところない。仮に別の研修機関が同様の準備研修を開始しても、公認会計士試験の受験者は、モンゴル公認会計士協会の受験講座を選ぶと予測される。

広報活動・表彰制度

2003年6月には優秀な会計士を集めたフォーラムを約20年ぶりに実施した。大学の学会は1年に2回程度実施している。表彰制度もいくつか設けており、現在モンゴル人2名、外国人2名が名誉会員となっている。川北博氏もその内の一人である。その他、年間最優秀会計士という賞も制定している。広報としては、協会にて新聞、雑誌を発行している。また、大学と協力し、簿記・会計に関するコンクールも実施している。このコンクールは、2005年で8回目となり、15校以上がコンクールに参加する。モンゴル公認会計士協会は、新聞や雑誌を出しており、こうした新聞や雑誌はインターネットで注文可能なようにしている。

4 監査委員会

2004年12月に「監査委員会は8名から構成される」という規定に変更した。その理由は、監査委員会の担当業務が多くなったためである。監査委員会の委員長は、エンクアムガラン副会長、Secretaryはオユンチメグ・プレブ女史である。メンバーには財務省から1名、国家監査院（会計検査院のことか）から1名が出ており、学者1名、監査事務所の社長3名もメンバーである。監査委員

	<p>会の業務は次の通りである。</p> <p>1 国際監査基準 (ISA) の翻訳</p> <p>1999 年に ISA をモンゴル語に翻訳した。ISA は次々と公表され、常に ISA の最新版を翻訳するようにしている。モンゴル語に翻訳された ISA を研修で教えている。(ADB の次のプロジェクトで国家監査院に対する支援が決まっているが、監査委員会が国家監査院に意見や提言を述べることもある。)</p> <p>2 監査事務所に対する助言</p> <p>公認会計士が監査事務所を設立するとき、監査マニュアルの作成方法をアドバイスする。</p> <p>3 監査事務所に対する検査</p> <p>監査事務所に対する検査は始めたばかりであり、それほど検査を行っているわけではない。検査をするには、職員の知識の向上が必要である。</p> <p>4 監査人、監査事務所に対する調査研究</p> <p>5 監査マニュアルを作成し、承認を得ること</p> <p>監査マニュアルを作成し、順次改訂しているが、監査マニュアルの利用状況が良くなく、実務で監査マニュアルが十分に使われていない場合がある。その原因は、監査事務所での人材育成不足や監査クライアントの考え方(監査人が監査マニュアル通りに業務を実施しようとしても、クライアントの協力を得られないことを指すと推定される)にある。</p> <p>6 苦情の審査</p> <p>きちんとした形で苦情を申し立てるケースは少なく、悪い噂を聞いた場合にその噂の信憑性について審査を行う。</p> <p>7 監査人の知識向上</p> <p>外国の会計事務所についての情報がなかなか入手できない。公認会計士、監査事務所に今後パートナーや職員の英語力を高める研修を行う予定である。(モンゴルの監査事務所が外国の会計事務所と提携するのを余り支援しているわけではない。)</p> <p>8 監査委員会の活動の広報</p>
--	--

監査法の改正

2005年監査法の改正を目指している。監査委員会は改正監査法草案を作成する過程で、監査事務所と話し合い、監査事務所の意見も勘案した上で草案を取りまとめた。これから、改正監査法案をモンゴルの国会に提出する予定である。

公認会計士の資格を持っているだけでは、監査を行えず、監査専門家用の研修を受講しなければならないようにする改正を予定している。なお、2005年に入ってから研修は4回行い、70名の公認会計士がこれらの研修を受講した。ISAや倫理の研修を予定しており、又、監査事務所の品質管理レビューを行い、その結果に基づいて監査事務所の格付を行う予定である。監査事務所が監査を行った結果に対して二重監査を行うことを予定している。二重監査という言葉をもどのような意味で使ったかについての詳細は明確でないが、諸外国の事例を参照に、監査人の監査業務の品質をチェックする仕組みを導入するという事で、監査人がやった監査をやり直すことを意味しているわけではないと思われる。

(品質管理レビューの評価基準は、現在検討中である。品質管理レビューには知恵と経験が必要であると認識している。)

今後の課題

- 1 改正監査法の改正を目指す
- 2 国際機関や外国の投資の必要性

2005年現在、財務省が監査基準の開発、翻訳、承認に責任を有しているが、2005年のうちに監査法の改正を通して、監査基準の開発、翻訳、承認についての義務及び任務をモンゴル公認会計士協会に移行することを目指している。改正監査法が成立すれば、モンゴル公認会計士協会が国際監査基準を翻訳し、2006年に国内監査基準として国際監査基準を公表する予定とのことである。国際監査基準を正確に翻訳するための委員会を作り、その中には有力な人材が必要であり、アジア開発銀行その他の国際機関やドナー国の支援を要請する意向のようである。

国際監査基準を実務に適用する際の支援が必要である。監査事務所の監査実務を質的に向上させる必要がある。監査事務所の決算書、監査クライアントに出した監査意見をレビューする必要がある。改正監査法が施行されれば、監査委員会の組織を改善する必要がある。

- 3 品質管理レビュー

品質管理レビュー義務を改正法案に入れる予定である。品質管理レビューの実施方法について、具体的なことはまだ何も決まっていない。日本でどのような

に品質管理レビューを導入したかについて教えてほしい。従来も監査事務所を検査していたが、品質管理レビューは行っていなかった。監査事務所は約 50 社あり、2,700 社の企業を監査している。

法定監査対象の変更

従来、資本金 3,000 万 Tg 以上の企業に法定監査が義務付けられていたが、資本金 3,000 万 Tg 以上の企業が必ずしもこの義務を履行せず、法定監査を受けない企業もあった。今回の監査法の改正で、総資産 5,000 万 Tg の企業に法定監査を義務付けることを目指す。

法定監査が義務付けられているのは、この他 (1) 上場企業、(2) 外資との合弁企業、(3) 国営企業であり、(4) 国の入札に参加したい企業である。しかし、enforcement が従来行われていなかった。監査を受けている会社についての調査を 2005 年初めて行った。

任意監査として銀行の融資を受けたい企業が監査を監査事務所に委嘱する場合がある。

財務諸表の提出先

モンゴルでは各州に登記管理者 (財務局のようなものと推定される) が 1 人おり、各企業が税務署に税務申告書と財務諸表を提出する前に、この登記管理者に財務諸表を提出しなければならない。

監査人の署名

監査は監査事務所しか行えず、公認会計士個人が監査証明を出すことは認められていない。監査事務所は、2人以上の公認会計士から成る有限責任会社である。監査事務所の監査証明は、監査パートナー個人の名前を署名するのではなく、監査事務所の名前及び所在地を示すスタイルを取っている。例えば、Ernst & Young のウランバートル事務所が行った Khan 銀行の監査報告書では、Ernst & Young として署名され、ウランバートル事務所と記載されている。

5 会計委員会

会計委員会の委員長は、財務省から出ており、Secretary はモンゴル公認会計士協会の職員が担当している (6月7日のインタビュー時には研修の教官として地方へ出張していた)。会計委員会の業務は次の通りである。

- 1 会計基準の作成
- 2 決算書の作り方について企業の幹部・職員を研修指導すること

	<p>3 公会計基準（政府・非政府の会計基準）を財務省と一緒に作成すること</p> <p>4 簿記会計について外国語の文献からモンゴル語に翻訳すること</p> <p>5 会計委員会の活動成果をホームページで開示すること</p> <p>6 学会</p> <p>7 会計教科書の内容をレビューし、承認を出すこと</p> <p>8 会計委員会について広報活動を行うこと</p> <p>今後、会計委員会を会計基準委員会に名称変更し、企業経営者や国家機関代表者を入れた小委員会を作る予定である。会計基準のマニュアルや基準をどう企業が適用するかについての問い合わせについて、website を使い相談に応じる予定である。</p> <p>6 倫理委員会</p> <p>倫理委員会は、委員長及び Secretary を含め 5 名の委員から構成される。倫理委員会の業務は次の通りである。</p> <p>1 倫理規則の策定</p> <p>2 IFAC の倫理規則をモンゴル公認会計士協会の倫理規則に取り入れること。</p> <p>3 会員に倫理規則を遵守させるため、会員の倫理規則の遵守状況を評価すること。例えば、会費の不払いや倫理違反行為者には一時停止の処分を行う。</p> <p>4 どの監査事務所がどの会社を監査しているかについてのリストを作成し、更新すること。</p> <p>5 クライアントや第三者から監査事務所についての苦情を受け付け、必要に応じて調査を行うこと。苦情が出た監査事務所に対してどのような処罰を行うかは Assembly で検討される。なお、苦情の種類には、（1）監査事務所の行った監査が適切だったかどうか疑念がある、（2）不適切な税務申告を行った疑念がある、（3）会費の不払い等であり、苦情は第三者や税務署がモンゴル公認会計士協会に連絡して来ることが多く、監査クライアントが苦情を連絡して来るとは少ない。</p> <p>6 モンゴル公認会計士協会の地方支部の報告書を取りまとめ、かつ地方支部を指導すること。地方支部は財務省の地方事務所があり、財務省が派遣している会計専門家が支部長をしている。会費は各支部が集め、各支部単位で会費の支払い状況をまとめる。（モンゴル公認会計士協会の職員が地方にもいるわけではない。）</p> <p>7 研修内容を改訂する際、倫理の研修を盛り込むようにすること。</p> <p>8 2004 年から優秀な大学の教官や公認会計士を表彰する制度を開始した。</p> <p>9 ホームページで倫理委員会の活動の広報を行うこと。</p>
--	--

	<p>モンゴル公認会計士協会は、準会員資格を新たに設け、国営企業の経理担当者等が準会員に加入できるようにした。又、応援会員というタイトルも設け、これから会計士試験を受験することを予定している大学生等が応援会員として加入できるようにした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(日本公認会計士協会 太田課長作成/石井 加筆)</p>
--	---

訪問記録

平成17年6月8日(水)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト
事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 モンゴル公認会計士協会との打ち合わせ①
日時	平成17年6月8日(水) 16:00~18:00
場所	モンゴル国 公認会計士協会 会議室
出席者	<p>モンゴル公認会計士協会</p> <p>L. Dondog 会長</p> <p>L. Enkh-Amgalan 副会長</p> <p>L. Badamkhand 国際協力マネージャー</p> <p>J. Workman 教官(米国人)</p> <p>調査団</p> <p>清水 暁 総括/団長(JICA モンゴル事務所 主査)</p> <p>太田 養一 組織強化支援(日本公認会計士協会 調査第3課長)</p> <p>関川 正 会計監査実務(監査法人トーマツ ODA 部社員)</p> <p>井上 慶太 (井上慶太公認会計士事務所 代表)</p> <p>石井 伯彦 調査計画(JICA 経済開発部経済政策金融チーム)</p> <p>SANDAGSUREN Narmandakh 通訳</p>
概要	<p>モンゴル公認会計士協会と調査団との間で、本プロジェクト基本計画に係る協議を行った。発言要旨及び質疑応答内容は下記の通り。(敬称略)</p> <p>(Dondog)</p> <p>短期専門家の詳細な派遣計画や活動内容はミニッツに盛り込む予定は無いが、どのような専門家を派遣するのか検討はしているのか。</p> <p>(清水)</p> <p>本邦研修のフォローアップ及び研修カリキュラムの修正などを行う為派遣したい。日々の業務の中で疑問に思われていることや課題解決へのアドバイスも併せて行うことは可能である。</p> <p>(Dondog)</p>

監査の品質管理レビューの制度策定について支援をして欲しい。

(太田)

品質管理レビュー基準作成についての助言をする場合、モンゴルの監査実務を見ることも含めて品質管理レビューを全面的に支援するとなると1ヶ月ぐらいは派遣期間を要するであろう。品質管理レビューでは基準のほかチェックリストやツールもいろいろ必要になる。(品質管理レビューの基準作りの助言は、専門家の1-2週間の短期派遣では対応できないという意味でこの発言をした。)

(清水)

専門家の短期派遣では最大2週間程度を考えており、2週間以内で品質管理レビュー基準をレビューし助言することは可能か。

(太田)

品質管理レビュー基準作りの助言を2週間以内で行うことは可能だと思う。ただし、品質管理レビューをできる専門家の数は少なく、当協会の品質管理レビューアー等に依頼することになると思う。当協会の品質管理室に派遣が可能かを打診しなければならない。

(Dondog)

その他、専門家にはモンゴルの大規模・中規模の監査事務所を訪問し、監査業務に対する実地指導を行ってほしいと考える。

(関川)

日本に来て学ぶ方がより深く理解できるのではと思う。もし、モンゴルで監査業務を直接指導するのであれば、言葉の問題や、監査対象企業に対する理解も必要なので、短期間では困難である。

(清水)

要望は頂いた。リクエストに全て応じることは厳しいかもしれないが、持ち帰り検討したい。

(Dondog)

日本公認会計士協会で勤務する方に、モンゴル公認会計士協会の業務指導を直接行ってほしいと考えている。

(石井)

研修員の資格要件などミニッツ案どおりでよいか。

(Dondog)

ミニッツ案どおりで問題ない。会計士協会から5名、監査事務所から5名を派遣するよう検討している。なお、研修カリキュラムについて、2週目以降、協会と監査法人で訪問・視察先をそれぞれ分けることは可能か。

(関川)

1週間全てを分けることは厳しい。

(Dondog)

1週間にこだわっていない。期間は何日でも良い。

(清水)

この件も意向は承った。予算との相談になるが、結果後日伝える。

(Dondog)

モンゴル公認会計士協会からの研修に対するリクエストは英文にまとめて事後 JICA に送付したい。なお、研修員の申し込みはどのように行えばよいのか？

(清水)

7月15日までに所定のフォーマットである A2/A3 フォームを提出してほしい。

(石井)

訪問先について、何か特段リクエストはあるのか

(Dondog)

日本において会計基準を制定しているところに訪問したい。

(関川)

企業会計基準委員会という機関があるので研修カリキュラムに組み入れるようにする。また、公認会計士を監督管理し、また会計士試験を実施している

	<p>機関として、金融庁傘下の公認会計士・監査審査会という機関もあるので、訪問を検討したい。</p> <p>(井上)</p> <p>研修を実施するにあたり、準備情報として、モンゴルの証券取引法、財務諸表の基準フォーム、会計基準書を入手したいので、依頼したい。</p>
--	---

資料1-3.

訪問記録

平成17年6月9日(木)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 監査事務所 ITGELT-AUDIT との打ち合わせ②
日時	平成17年6月9日(木) 9:30-10:50
場所	“ITGELT-AUDIT” Co., Ltd. 監査事務所社長室
出席者	<p>応対者 Mr. BAYANMUNKH Gombo, CPA “ITGELT-AUDIT” Co., Ltd. General Director, Partner</p> <p>訪問者 JICA 清水氏, 石井氏, JICPA 太田氏, TOHMATSU 関川氏(質問者), 井上(書記), Ms. Narmandakh(通訳)</p> <p>同行者 MONICPA Mr. Enkh-Amgalan(副会長), Ms. Oyunchime(監査委員長)</p>
議題	大規模監査法人の現状
概要	<p>設立の経緯 1997年12月とあるが、一人で設立したのか?仲間がいたのか? 仲間と二人で設立。現在の四人のパートナーの内の一人である。</p> <p>KPMG ハノイとのPJについて KPMG はモンゴルに事務所ないが? モンゴル国内で実施した世銀のPJの監査を行った。 KPMG が入札して取ったが、国内での入札は ITGELT が取ってサブコントラクト となった。KPMG が最終責任を負った。 当該PJの内容としては、UB市内のプロジェクトであり、大会社が請け負った が、その会社の経営状況、3年間のPJを見る業務を行った。業務をしながら アドバイスしていく。</p> <p>インプリメンテーションについて、従来は海外の監査事務所が行っていた(清 水)</p> <p>4つのPJの中、3つのPJ(1年毎契約のため)は、当該PJである。契約は毎 年更新なので、3年で3契約となる。</p> <p>あと、もう一つはKPMG ハノイと一緒に商業銀行の監査。こちらは共同責任。</p> <p>言葉の問題は?</p>

PJ 参加したモンゴル人二名は英語で対応した。もう一人はアシスタントとして行った。

専門職員 11 名中 5 名は CPA の資格が無いが？
受験勉強中である。

評価の仕事とは？何の目的で行うか？

監査事務所の中で動産、不動産の評価を行うチームがある。これは監査業務とは別にこれを専門におこなうためのもので、専門の有資格者がいる。

評価業務の目的は 3 つある。① UB 市内で自動車事故があった際、保険金算定のための評価額（被害者・加害者から直接依頼。事故の際、加害者が保険を加入していない場合、トラブルになるのでそれを仲裁するために行う。）

② 民営化される国有資産の市場価格を算定（国家監査局からの依頼。国有資産委員会で決めるための参考）

③ 銀行の担保評価（これは少ない）

資格とは法務省が担当して、法務省が試験を行う。

ITGELT 社には 3 名いる。

監査と評価一緒にやっている会社は 2～3 社のみ。いままでやってきて、一緒にやることはあまりよくないということが分かったので、別会社化してその会社で評価を行うことにした。

収入数値はまだ評価業務の収入が含まれている。

人員表は監査業務のみで評価業務は含まれていない。

資格者とは？

監査法人の中で動産、不動産の評価を行うチームがある。これは監査業務とは別にこれを専門におこなうためのもので、専門の有資格者がいる。

評価業務の目的は 3 つある。① UB 市内で自動車事故があった際、保険金算定のための評価額（被害者・加害者から直接依頼。事故の際、加害者が保険を加入していない場合、トラブルになるのでそれを仲裁するために行う。）

② 民営化される国有資産の市場価格を算定（国家監査局からの依頼。国有資産委員会で決めるための参考）

③ 銀行の担保評価（これは少ない）

資格とは法務省が担当して、法務省が試験を行う。

ITGELT 社には 3 名いる。

監査と評価一緒にやっている会社は 2～3 社のみ。いままでやってきて、一緒

にやることはあまりよくないということが分かったので、別会社化してその会社で評価を行うことにした。

収入数値はまだ評価業務の収入が含まれている。

人員表は監査業務のみで評価業務は含まれていない。

収入推移について

1997年に設立した際、監査業務の意義を理解するものがいなかった。人員も3名のみで限界があった。現在は11名いる。いままでしっかりやってきたことで評価を得るようになった。

2004年はハノイとのPJによる売り上げが貢献。

顧客獲得はどうやっているのか？

① 大手企業に関しては報酬 5 mil Tg 以上については入札することが法律にある

→報酬額のみで検討か、あるいはプロポーザルで検討？

全ての入札のうち80%が金額のみ。20%は質も考慮して決定

② 報酬額がそれ以下についてはクライアントから紹介、広報活動によるもの

③ 国際機関のPJについては、世銀のショートリストの中に入っている監査事務所の中で見積りを取って行う。

報酬決定方法はどうか？

入札は入札で決まった金額で契約し、一般の顧客とは固定額で契約。

3人を1チームとして監査人何日かかるか？例えば、30日かかるとすると就労時間を計算して決定する。

チームあたりの時間報酬額が決まる。

クライアントからの値下げ要求があるときは交渉する。

一旦、30日として交渉がまとまった場合は、実際その時間を超過しても予め決まった報酬で行う。

しかしクライアントからの発注書に書いていない条件が発生して追加の業務を行った場合は、別途請求する。

設立当初は経験が無く色々なやり方を試行した。その結果、チームあたりの報酬計算が一番良いとなる。総資産ベースや売上高ベースでもやってみたが、もめることが多いのでやめた。すなわち、売上高が同じでも取引量が多い会社と少ない会社で手間が違うので、クライアントともめて問題となった。

チームあたりの報酬制でも最低ラインの報酬を決めている。例えば 500 ドル以下の仕事は受けない。

業務毎の採算管理はどうやっているか？

個人別にタイムシートを書かせて行うのか？

労働法で 1 日 8 時間と決まっているこれで基本給が決まる

タイムレコードは取っているのですが、8 時間を越えたか下回ったかで加減する時間外についてはやるべきことを期限内にやっている場合は手当をつける。

一方、やるべきことがされていない場合は手当をつけない。

人材採用は大学をでたばかりの新卒者も採用しているのか？

職員の平均年齢は？

将来性のある学生については卒業後すぐアシスタントで採用する。

経験者については CPA 合格者から採用。

30 歳位。

内部研修とは？

OJT に近い。先輩が後輩に教える。先輩が後輩に課題を与える。

他には最新の情報をインターネットから入手して皆に配布する。

業務をこなすこと一杯なので、研修時間を特別に設けていない。

MONICPA の研修費は会社負担。

退職して他の事務所へ転職や独立する人はいるか？

いる。優秀な人ほどわがままをいうのが問題。

しかし、会社としてそういう優秀な人に依存してしまう。

一般的にモンゴルの CPA は監査事務所で経験を積んで、大手企業の内部監査チームへ転職するのが希望。監査事務所も人件費を多く出せないで引き止められない。研修も会社負担なのでその分 2 年位引き止める。

知的財産を評価するというのがモンゴルでは少なく、監査報酬が低い。

監査事務所が多くなると競争が激しくなるので報酬を上げることはできず、結局高い人件費を払えなくなる。

監査マニュアルはあるか？

ある。マニュアルのページ数は 50~100 ページ位。

MONICPA から監査をどのように行うべきか指導がある。また今までの経験を含めてマニュアルを作った

事務担当が雇えないので、40社の監査業務を行う傍らマニュアルを作成するのが難しい。

コンピュータの利用は？

ノートブックを現場に持って行って業務を行う。11人全員ノートブックを持っている。他にデスクトップがある。

監査ソフトは使用していない。エクセルやワードを使用。

監査ソフトを開発する人材がいない。海外のソフトは高い。

企業は会計ソフトは何種類か使っている。会計ソフトのデータをエクセルに変換してそれで監査している。モンゴルでIT監査はゼロ。その辺を勉強していきたい

KPMGハノイとのプロジェクトのとき、KPMGはIT監査を行って企業からデータをもらって3日間で処理したので驚いた。

審査制度は？

一般的に品質管理の基準が無いので、自分の水準が適正かどうか分からない。

内部の監査マニュアルがあり、チームリーダーが評価を行い、もってきた資料に基づき社長が最後にチェックしている。

職員の中で一番経験あるものがチームリーダー。(パートナーを意味していない)

MONICPAとの関係は？

Bayanmuch氏はUB市の委員会メンバー

日本での研修への希望は？

IT監査。

国際監査基準について実務的な研修(ケーススタディ)。

いままでは講義式が多かったので、実際にどう監査業務をやるのか教えて欲しい。

いままでは自己流のやり方のみであるので、誰かの経験をみて、真似したい。例えば、サンプリングの取り方。

MONICPAへの要望は？

研修はよくやっている。

会員の権利保護、すばやい情報提供(常にアップデート)をより進めて欲しい。

	MONICPA の会費は？ 法人も定額で支払っている（本来は、報酬比例会費のようである。）
--	--

訪問記録

平成17年6月9日(木)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 Emiin Uildver LC との打ち合わせ
日時	平成17年6月9日(木) 11:20~12:10
場所	同社会議室
出席者	<p>応対者 Mr.Damba O Emiin Uildver LC 社長</p> <p>訪問者 JICA 清水氏, 石井氏, JICPA 太田氏, TOHMATSU 関川氏(質問者), 井上(書記), Ms.Narmandakh(通訳)</p> <p>同行者 MONICPA Mr.Enkh-Angalan, Ms.Oyunchime</p>
議題	モンゴル企業の現状
概要	<p>会社の沿革、概要：</p> <p>元国営企業である。株主は社長1名のみ。菓の製造と卸売を行う。</p> <p>2002年にDamba氏が社長になった。民営化の発表は2002年にされた。</p> <p>上場していたが現在上場廃止の申請中である。なぜなら、民営化(2003/1/9)以降、従業員の権利保護のため上場をしなければいけない時期が決められていたが、その時期が終わったので上場を廃止することとした。</p> <p>原料はほぼ100%輸入、漢方系とミネラル系は国内調達。80%中国から輸入。ヨーロッパはドイツとロシア。粉でもってきて加工。</p> <p>販売は100%国内。以前は原料を輸入する権利があった。</p> <p>民営化後はモンゴルにない菓は完成品で輸入できるようになったので、入札により実施。</p> <p>銀行短期融資を調達先に行っているが、銀行にF/Sを提出しない。その理由は、一番最初に融資申請を行う時のみ、支払能力を見るため提出したが、期限内返済を続けている限りは継続的にF/Sを提出する必要はないからである。</p> <p>通常はゴロムト銀行とハーン銀行より借入れ。</p> <p>民営化に必要な資金はアノルド銀行から社長個人が借入れ。</p> <p>当初アノルド銀行が拠出した資金を出資とする話もあったが、銀行が株主にならないということなので、融資とした。</p> <p>決算書を仕上げるタイミング：</p>

月次決算と中間 F/S を作成とあるが、中間は 6 ヶ月毎の作成か？
付加価値税 (VAT) の月次申告のため毎月作成。中間は四半期毎の決算書でこれは監査対象。

取引相手についてのデータが開示されるため、税務署がそのデータを見ることから監査が必要となる。

半年と 1 年間の決算について翌月 20 日まで。四半期は翌月の 15 日まで。月次は翌月 10 日まで。上記の決められた期間内に決算を仕上げるのは大変。

(書記注：会計法では年次は翌々月の 10 日、四半期は翌月の 20 日)。

会計ソフト VINICA について：

モンゴルで開発されたソフトで最近では一番広く使用されている。

大企業向けは INTRACTI (?) というソフト。

VINICA は細かい機能がついている。

アカウントが行う全ての勘定を持っていて、請求書等全ての業務がある。

経理部門：

経理部門が 1 名であるが、民営化の時期とは別の担当者。食料メーカーで人件費を担当していたアカウントで、現在 CPA 試験を受験すべく勉強中である。

税務署：

定期的 1 年に 2~3 回くらい税務署が確認に来るので問題ない。

滞納があれば言うてくるが、会計処理について言われたことあまりない。滞納は民営化された企業には必ずある (民営化前からあったもの)。

滞納額が一定であればよいが、滞納額が増加すると税務署から連絡がある。

税務署からは損金算入の妥当性、また申告税額の妥当性の検査がある。

Itgelt 社とはいつから契約か：

3~4 年前から。

社長が以前、隣にある薬品の輸出入をする国営企業の経理担当をしていた際、

Itgelt 社と取引して対応が良かった。

Itgelt 社は薬品会社の担当が多く経験があり慣れている。

Itgelt 社のサービス内容：

民営化前の経緯も踏まえて第三者の立場でアドバイスがもらえるのが一番良かった。

Itgelt 社の報酬：

時間チャージであるが、社長からはなるべく交渉して安くしてもらおうようにしている。

監査報酬は 5mil 以下なので入札の必要なし。

民営化した際に総資産の評価をしてもらったが、その際は入札で監査事務所を決めた。

CPA への期待：

経営状況がどうなっているか？小さい会社なのでどうしたら利益が伸びるか、マーケティング、経済分析、設備投資(どうやって設備代金を支払っていくか)の指導して欲しい。年 1 回だけでなく、2、3 回来て欲しい。追加報酬を支払っても良い。

税金：

利益の 15%を支払っている。

売上高(200milTg)が総資産(1,535milTg)に比べ少ない理由：

機械設備が老朽化したので設備稼働率 30%。

社会主義時代に計画なしに設備投資した。

30%の稼働率でも生産した製品の 50%しか販売されない。

国営企業の購入価格：

資本金の倍近い 721.1mil Tg で買った。

オークションなので価格が高くなった。

売上より投資額が多く、赤字が続いている。

民営化して上場廃止：

民営化するための株式会社化した。

資料 1-5.

訪問記録

平成 17 年 6 月 9 日 (木)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 Information Audit Co., Ltd.との打ち合わせ
日時	平成 17 年 6 月 9 日 (木) 14:30-15:45
場所	Information Audit Co., Ltd
出席者	<p>応対者 Mr. TOVUUDORJ Davaasambuu, Director Auditor Information Audit Co., Ltd.</p> <p>訪問者 JICA Mr. Shimizu, Mr. Ishii, JICPA Mr. Ota, TOHMATSU Mr. Sekikawa, Inoue (書記), Nara(通訳)</p> <p>同行者 MONICPA Mr. Enkh-Angalan, Ms. Oyunchime</p> <p>同席者 Mr. Yamsren (名誉教授), Mr. Gandanbaavar (最初の CPA 試験合格者)</p>
議題	中小監査事務所企業の現状
概要	<p>・2002 年設立されたが、当初から 4 名のパートナーでしょうか？</p> <p>3 つの監査事務所が合併して設立された。パートナーは 4 名いるが、1 名は CPA でない。支店にも常勤がいる。経済大学支店に 2 名(パートナー)、Bayanzurkh 支店に 1 名(パートナー)、ボルガンとザブハン県にはそれぞれ 1 名ずつ。MONICPA より小規模事務所より合併して大きくした方が良いとアドバイスがあったため、合併した。10 名には地方の人数も含めている。</p> <p>・研修とは？</p> <p>経済大学の中の場所を借りて簿記会計の知識を教えている。この研修は、パートナーで名誉教授 Yamsren 氏が担当している。</p> <p>・研修を受ける人は？</p> <p>受講者は、個人事業を営んでいる人やその人達の奥さんが多い。2 名が教えている。大学の教授で CPA 資格を持っているものが非常勤で教えている(人数表には含めていない)。</p> <p>・支店により違いは？</p> <p>クライアントが決まっているため違いはない。</p>

- ・顧客
平均 1milTg/年が多い。報酬がそれに満たない所はアドバイス、相談
- ・平均すると 1 社 80 万 Tg になるが？
そうだ。
- ・監査でなく顧問契約の会社の特徴は？
新規設立。ビジネス経営が安定していない先。顧問は 1 社 20 万 Tg 位になる。
- ・クライアント獲得方法を具体的に
国際機関へ入札したが規模が小さいのではねられた。大きい会社は既存先からの紹介。
- ・報酬決定方法を具体的に
パートナー給与は定額。スタッフについて四半期で仕事の実績がどのくらいか内部評価基準が決まっている。それをベースにして見積った報酬をベースとしてクライアントに請求する。新しいクライアントは 1~2 年契約（期間中は定額）。仕事の量によって契約の金額が高いところ、細かいところ、スタッフの仕事振りを評価する。
月 15 万 Tg がスタッフの平均給与、プラス追加 25~30%になる。
- ・人の採用
合併後入った人。
マニュアルの規定がある経験年数、CPA の試験合格 2 段階で選考。
- ・契約社員
非常勤は 40%、28~29 才 6 人
CPA 資格ないと監査させない
- ・社内研修制度
MONICPA のもので十分
今年はいって 2 回 MONICPA で研修
- ・スタッフへの仕事の割振り
監査とコンサルで分けていない。繁忙期とそうでない時期の差は少ない。ク

クライアントも年間ベースの契約。新規顧客が入ると調整。四半期は余裕があるが、年度は少し忙しい。

以前、クライアントに会計基準の知識が少なく人材不足の時期があり。その時期はF/S作成の多くが、相談が良くあったので年度は忙しかったが、現在はクライアントも増員したので大丈夫。

・監査報告書について

クライアントとの1~2年間の契約の中に示しているのでそれに合わせる。F/Sが完成後、税務署、国家監査等当局へ提出する。監査はその後、監査報告書を発行する。提出後、監査時に金額が違う場合、次年度の決算書に記載。以前は会計監査報告書がないと受理されなかったが、現在は添付無くても大丈夫。監査の依頼者に対して監査報告書を提出。

2部作成、1部クライアントもう一部は保管。監査報告が当局への報告のためだけではないため、監査報告書は当局提出時に添付する必要ない。過去、地方自治体の資産が入っている会社の監査をして欲しいという依頼があった。

・監査マニュアルはあるか？

ある。薄いファイル1冊(50~100ページ)

・コンピュータはあるか？

ここに4台、他の支店にもある。ノート1台は現場に持っていく。

・社内審査制度は？

マニュアルは薄いファイル1冊(50~100ページ)であり、マニュアル通り監査が行われたかどうか社長がチェックする。地方は、月1回ウランバトルへ来た際に調書を持ってくる。

・社長の協会への関与

MONICPA の Steering Committee のメンバー

・研修の期待は？

国内の研修は理論的なものは十分に受けてきている。しかし、例えば内部品質管理や内部検査に関して本当にこれでよいのか分からない。外国の会社がどうやって資料を集めて進めているのか実際に知りたい。

訪問記録

平成17年6月10日(金)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 CAPITRON BANK との打ち合わせ
日時	平成17年6月10日(金) 11:00~12:00
場所	CAPITRON BANK
出席者	<p>応対者 Mr.Tooga Director, Corporate and Retail Banking Dept. Ms.G.Odontuul Director, Risk Management Dept.</p> <p>訪問者 JICA 石井氏, JICPA 太田氏, TOHMATSU 関川氏(質問者), 井上(書記), Ms.Narmandakh(通訳)</p>
議題	モンゴル商業銀行の融資について
概要	<p>CAPITRON BANK の概要</p> <p>2001年11月設立。</p> <p>Petrobis という民間石油会社(やり手の女社長)が大株主。</p> <p>2004年12月現在、10支店で従業員149名。</p> <p>2004年12月末現在、総資産347億Tg(約34.7億円)</p> <p>貸出金残高244億Tg(約24.4億円)、</p> <p>預金残高232.1億Tg(約23.2億円)。</p> <p>2004年度の業務収入は63.7億Tg(約6.3億円)、</p> <p>税引後利益は3億Tg(約3000万円)。</p> <p>急成長中でクリーンな銀行とのこと(通訳のSANDAGSUREN Narmandakh 女史談)。</p> <p>融資先2500件、預金5000件</p> <p>・融資商品の種類について</p> <p>融資利率：最大月2.95%(法人)、月3%(個人)</p> <p>法人の場合は最低月1.5%(Tg建)、1.0%(US\$建)</p> <p>無担保の方が金利が高い</p> <p>期間：一般的には設備投資資金2年、運転資金1年、SME向けの特別融資(KfWの2ステップローン)は5年</p> <p>担保：90%近くは徴収。不動産中心。</p> <p>保証人：つけない。丸紅事件(モンゴル政府の保証が、国会決議を経ていないため無効とされた事例)を教訓。</p>

通貨：40%は外貨。USD建が多いが、KfWのプロジェクトはEuro建。

返済は、毎月分割返済が一般的だが、事業（建設業、鉱山業）によってはLump Sumでも行うケースがある。

動産についてリース商品もある。リースに係る法律がまだできていないが、他銀行との差別化のために先行して始めている。

・融資審査について

申し込み時には、財務諸表、税務申告書控、Black notes(裏帳簿)、担保関係の書類、ビジネスプラン(2年先までの計画を四半期毎に作成)を徴収。

監査報告書があれば出してもらおう。

裏帳簿も出してもらおう。

優良納税者の賞状があれば、融資の際重視している（高額納税者ということなので、隠している所得がないと判断）。

・裏帳簿(Black Note)について

70%近くが持っている(インタビューでは30%が普通の帳簿のみと回答)。規模の大小は問わない。

現金取引(=不確定所得、ゼロ所得)が多い零細企業に多い。零細企業とは従業員が10名以下で5千万Tg以下の売り上げの企業(Capitron銀行の場合)。

融資審査では、裏帳簿について根拠があるかどうか現場を見たり、取引契約内容を精査したり、輸出入のデータと照合することでチェックする。

・監査事務所のランク付けについて

銀行毎に監査事務所のランクをつけたリストがあり、それで信用度をチェックしている。他銀行にも同じようなリストがあるはず。しかしながら、このランク付けは過去、融資先企業が利用して問題(貸倒等か?)がなかった会社の担当監査事務所がよいランクにくるものなので、必ずしもランクと監査事務所(CPA)の質、信頼性とは一致しない。

なお、これによれば5,6法人(6/9に訪問したItgelt社を含む)が上のランクに位置している。

貸倒になってAuditorを訴えたことはない。(もともと裏帳簿を見ている=監査報告書が付された決算書以外の情報に依拠して融資しているため)

・担保について

評価額は、市場で速やかに売れる価額にしている。不動産鑑定書は融資申込者

が、鑑定会社等に依頼してもって来ることがある（銀行は鑑定会社には依頼しない）。

不動産局で登記しなければ担保にならない。登記時に評価を行う。

アパートが担保の場合（過去に国家が個人に支給）、不動産証書が20年前のもので価額が安いので、不動産局が価値を修正するのを待つ。

・融資実行後のフォロー

四半期毎にモニタリングする。

・裏帳簿はどうしたらなくなるか？

問題は複雑。

税率が高いという指摘もあるが、税率を低くしても税金を払いたくない人は払わない方法を探すであろう。

監査事務所がきちんと監査をやってくれば、裏帳簿もなくなり、銀行も助かるのであるが・・・

・その他

信用調査会社はない。

審査に当たっては人伝えの情報（近隣の評判等）が重要。

銀行間の競争が激しいため、初回取引の際、有名な会社であれば条件を緩くする事もある。

Credit Appraisal を行う人材がいない。

・印象

当日のAppointment及び1時間という短い時間でかなりの部分は通訳を介したこともあったものの、質問の趣旨に対して的確な回答が一度で得られる、中身の濃いインタビューであった。

対応者の能力が非常に高いためと推測する。

対応者はまだ若いが、英語も十分理解し、優秀な人材であると思う。

大株主の女社長は勤めていた元国有企業（石油会社）を退職後、裸一貫から元の企業を上回る企業グループを形成したという背景から、この銀行も過去のしがらみにとらわれず若くて優秀な人材を積極的に雇用しているものと思われる。

訪問記録

平成17年6月8日(水)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 Ernst & Young ウランバートル事務所訪問
日時	平成17年6月8日(水) 14:00~15:00
場所	Ernst & Young ウランバートル事務所
出席者	Assurance and Advisory Business Services のマネジャー、Kelvin Lam 氏にインタビューした。Kelvin Lam 氏は、マレーシア人で CPA オーストラリアの認定した公認会計士資格を有している。
概要	<p>1 規模</p> <p>Ernst & Young ウランバートル事務所(職員12名でモンゴル人の公認会計士は1名、職員の中にはロシアで教育を受けた職員もいる)は、Ernst & Young 東マレーシア事務所の出張所という位置付けであり、ウランバートルにはパートナーはいない。実態は出張所とはいえ、Ernst & Young ウランバートル事務所はモンゴル政府からライセンスの認可を受けている。</p> <p>2 マレーシアから監査チームが派遣されている</p> <p>東マレーシア事務所から監査チームが短期派遣でモンゴルに来て監査やレビューを行っている。2005年の第1四半期のレビューでは、8名の senior associate 及び3名のテクニカル・レビューアーがモンゴルに来た。従来モンゴルでの監査は、Ernst & Young の global requirements を必ずしも遵守しておらず、モンゴルでの監査はリスクが高いため、2005年第1四半期のレビューではマレーシアから従来よりも多い人員を派遣した。</p> <p>派遣されたマレーシア人は、モンゴル語を必ずしも十分に理解していないため、モンゴル人スタッフとチームを組んで監査を行っている。小さいクライアントについては、マレーシアからチームを派遣しないで、ウランバートル事務所の職員が監査のフィールドワークを行う。しかし、大きなクライアントについては、マレーシアからチームが来て監査を行う。クライアントのモンゴル企業は、国際会計基準を採用している。監査済み財務諸表は、税務署に提出される。Ernst & Young の場合、財務諸表だけでなく注記もつけたものを出しているが、モンゴルの監査事務所では注記をつけない財務諸表だけを税務署に出し</p>

ているようである。

なお、監査報告書に署名するのは Ernst & Young 東マレーシア事務所のパートナーであるが、個人名を署名するのではなく、Ernst & Young という署名をする。

3 設立の経緯

Ernst & Young 東マレーシア事務所がモンゴル中央銀行の仕事を入札で受注したのを契機に、Ernst & Young ウランバートル事務所は4年前に設立された。Ernst & Young 東マレーシア事務所のパートナーが、モンゴル中央銀行とコネを持っていたようである。マレーシア人会計士のコストはシンガポールや香港よりも低いこともモンゴル中央銀行の仕事を受注した要因かもしれない。最初の2年間は、クライアントは大手銀行6行だけだったが、その後鉦山会社や貿易会社 (trading) 等の監査も受嘱するようになった。2年半から3年前に恒久施設 (permanent establishment) として事務所を持った。

4 税務及びコンサルティング

税務業務は行っていない。その理由は、外国の監査事務所に税務業務が認められるかどうか必ずしも明確ではないためである。コンサルティングは需要があれば行う。コンサルティングを行うには信用できるデータが必要であるが、モンゴルでは信用できるデータが容易に入手できるとは限らないのが難点である。

モンゴルの企業会計は透明性が低いという印象をもっている。より透明性を高めるには、mindset を変える必要がある。

5 研修

社内研修を特に行ってはいない。監査チームがクライアントに行った際、on the job training を行っている。以前銀行しか監査をしていなかった頃、スタッフをマレーシアに派遣し、トレーニングさせたことがある。

6 採用

モンゴルで英語を話す経験豊かな人 (会計士) を採用するのが非常に難しい。Ernst & Young ウランバートル事務所は、Ernst & Young 東マレーシア事務所の出先機関であり、採用する際、英語を話せることが必須要件である。若いモンゴル人を採用し、トレーニングして人材を育成する方針をとっている。

訪問記録

平成17年6月9日(木)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 久保田優氏へのインタビュー
日時	平成17年6月9日(木) 17:45～19:00
場所	JICA モンゴル事務所
出席者	JICA 金融専門家の久保田優氏にモンゴルの金融機関の実態について面談した。
概要	<p>1 過去5年間モンゴルで助言・指導に従事</p> <p>久保田優氏は、JICA 金融専門家として5年間モンゴルの金融システム強化のためウランバートルで仕事をしてきた。久保田氏は、三和銀行を退職後、モンゴル中央銀行の依頼により2000年2月から3年間、当時のトップ銀行であるゴロムト銀行に派遣された（JICAがこの派遣費用を負担したと推定される）。ゴロムト銀行に対する与信審査指導、経営指導をもう一人の日本人専門家と行った。</p> <p>さらに、モンゴル中央銀行が商業銀行を十分に監督するためにはモンゴル中央銀行が商業銀行についての知識を深める必要があり、2003年6月から2年間、商業銀行に対するモンゴル中央銀行の監督の指導を行った。</p> <p>2 1990年代末の状況</p> <p>モンゴルは1990年代初め市場経済化に移行し、多くの国有企業が民営化された。しかし、国有化時代の非効率なままの経営を続ける企業も多く、銀行も企業の内実を十分に把握しないで情実でこうした企業に銀行が融資をした。十分な審査のないまま融資を続けたため、1990年代末には巨額の不良債権（Non-performing loan=NPL）が積みあがった。実に、総融資額の70%が不良債権になった。国営銀行の多くは破綻し、預金者が大損害を被った。当時も今もモンゴルには預金保険機構がなく、預け先の銀行が倒産すれば、どこも預金者を保護してくれない。</p> <p>なお、国営銀行で破綻をしなかったのは、（1）超優良企業向けの融資に特化している貿易開発銀行（TDB）、（2）富裕農民向け融資が中心で、流動性の良かった農業銀行（現 Khan 銀行：日本の旅行会社 HIS の証券子会社が Khan 銀行を6億円で買収した。Khan 銀行の総資産は90億円程度である）、（3）多額の不良債権はあったが、政府から年金受給者への年金資金が払い込まれる</p>

ため、政府が破綻させなかった貯蓄銀行（Savings Bank）である。貯蓄銀行の場合、多額の不良債権による流動性の悪化を防止するために、政府が不良資産相当額の貸付を行った。

3 審査

3-1 審査の充実に努めた

巨額の不良債権のため破綻する銀行が続出したため、各銀行は審査の重要性を認識し、審査担当者の数を増やし、審査能力の向上に努めた。例えば、ゴロムト銀行の審査担当者は2000年に6名だったが、2003年には15名に増やし、融資部長には長い審査経験を有する人を据えた。各行とも5-6名のベテラン審査担当者を置くようになった。しかし、企業や商店向け融資の審査では担保物件の価値が十分かを査定し、借り手のビジネスのキャッシュフローが厚いかどうかを主なポイントであり、必ずしも財務諸表を詳細に分析することはしないようである。こうしたことから、審査担当者の会計知識は浅いと推定される。

モンゴルでは企業が融資を受ける際、特定の1行からだけ融資を受けることが多い。モンゴルは人口も少なく狭い社会のため、風評や噂といったインフォーマルな情報は発達しており、借り手の風評が良いか悪いかは銀行側でも容易に把握できる。

3-2 担保物件

1件あたりの融資金額が1-2万米ドルならば大きな融資案件である。商店に貸付ける場合、商店の担保価値及び所有者の持つアパートの担保価値を査定することになる。（通訳の人によれば、ウランバートル市内で新築アパートの売値は35,000-40,000ドル程度であり、古いアパートで25,000米ドルとのことである。）

借り手は、担保物件の権利証を銀行に渡す。この権利証は、所有者が不動産登記をすると所有者に交付されるものである。モンゴルでは不動産登記簿が公開されていないが、他の金融機関に担保として差し入れられているかどうかは、登記所に聞けば教えてくれるようである。借り手が偽造した権利証を使って銀行から融資を受けようとすることがあり、銀行側では権利証が偽造されていないかを審査している。

3-3 担保物件の売却処分に時間がかかる

借り手が借金を返済できないとき、銀行が担保物件を処分することになるが、担保物件の売却処分をするまでに非常に時間がかかる。貸し手の銀行には担保物件の執行権が付与されていない。このため、裁判にかける必要があり、

裁判所の判決で担保物件の売却処分が決定するまで 2 年程度かかる場合もあり、長いになると 5 年もかかることがある。

4 税務申告

財務諸表には注記は添付されていない。財務諸表は、税務申告用の雛型に数字を入れたものである。なお、税務署が導入した財務ソフトウェアは、日本（JICA）の援助で開発されたもので、これを使うと企業間比較が容易にできる。モンゴルの税務署の特徴として、税務署では税務申告データを全体で共有する仕組みを取っていない。税務署では、まず税務署職員に税務申告書のレビューを担当する企業が割り振られ、税務署の職員は割り振られた企業の税務申告書を何年にも亘り継続してレビューするが、税務申告データはこの担当官単位で管理され、他の担当官がレビューすることはない。（ただし、清水暁氏によれば最近この仕組みが変わり、納税者は、納税者センターの窓口で税務申告書を提出すればよくなったそうである。新しい仕組みでは、従来のように特定の「その企業に割り振られた」担当官に申告書を出す必要がなくなったそうである。）（モンゴル公認会計士協会によると、財務諸表は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び株主持分変動表がワンセットとのことである）

5 会計基準

モンゴルの大企業は国際会計基準を適用して財務諸表を作成している。ただし、モンゴルの国内法（財務省の会計原則についての法令）ではモンゴルの会計基準を適用することが認められているようである。

銀行も国際会計基準を採用している。銀行の場合、決算日から 2 ヶ月以内に新聞で決算の公告をしなければならない。なお、銀行以外にノンバンク（サラ金業者）も政府の認可を受けた金融機関であり、決算公告をしなければならない。なお、モンゴルの銀行は、ホームページで財務諸表を開示している。

なお、ほとんどの企業では連結財務諸表は作成していない。ゴロムト銀行でも連結財務諸表は作成していない。

6 銀行の内部管理

銀行員が、親戚や係累に優先的に融資（不正融資になる場合もある）する場合や借り手から受け取った利息の上はねをすることがあり、各銀行とも内部監査部門を設けている。銀行員の不正は多い。

7 預金者保護はない

預金保険機構はないため、銀行が倒産すると、預金者が損を被る。このため、

預金者は健全な銀行に預けようとし、大手銀行に預金がより多く集まる傾向がある。なお、預金保険機構を設立しようという法案は現在作成中のようである。

8 不良債権

銀行は、3ヶ月毎に不良債権について債務者区分毎の報告書を作成している。返済が予定通りあるか、利払いが予定通りかをレビューし、その結果に応じて貸倒引当金の積み増し又は取り崩しを行う。Khan 銀行の場合、不良債権 (NPL) は 1.8% と低いようである。

9 会計専門家の人材育成

モンゴル企業の経理担当者の経理知識は必ずしも十分ではないことが多く、初歩的な仕訳の仕方から簿記会計の知識を身に付けさせる必要があるだろう。モンゴルでは未だ会計知識を持つ層が厚くないため、モンゴルの公認会計士の数を増やすことよりも日商簿記検定 3 級程度の知識を持つ人を多く育成することの方が急務ではないか。

人材育成が必要なのは、中小企業のみならず大企業も同じである。中小企業の経理水準を向上させる手っ取り早い方法として、外国又は国際機関の支援で良い会計ソフトウェアを開発し、中小企業に広めるのが望ましいとモンゴル中央銀行は考えている。モンゴルで市販されている会計ソフトウェアは 1,000 ドルから 2,000 ドルであり、中小企業が容易に購入できないためである。

10 企業統治

モンゴル企業や銀行の企業統治は余り透明ではない。大株主が経営者となっていることが多い。金鉱等の鉱山会社が銀行業を始めることもある。企業統治が不透明であり、モンゴル企業が海外で起債した例はまだ一社もない。モンゴル企業が海外から資金を調達したくてもモンゴルに投資しようという海外投資家がない。

11 銀行以外の金融機関

モンゴルには銀行が 17 行あるが銀行以外に、ノンバンク (サラ金業者) が約 100 社、信用組合が 500 社ある。2004 年新たに設立された信用組合は 150 社で、既存の信用組合も含めて 2004 年に倒産した信用組合が 22 社に上り、問題となっている。

ノンバンクの金利は月 5% と非常に高く、リスクの高い借り手しか借りない。信用組合は、実質的にマルチ商法の詐欺を行っているところが多くある。信用組合は、個人又は企業から高い金利で拠出金を受け入れているが、この拠出金

を預金と謳い、月 2.5%の利息を支払うと喧伝している。ところが、信用組合は集めた資金を貸す先がなく、又借り手が現れたとしても、このような借り手は通常返済するつもりがない。信用組合は、集めた資金から拠出金を出した人たちに月 2.5%の利息を支払うため、次第に資金が少なくなっていく。信用組合は、資金を集めて適当な頃合を見て計画的に倒産させることが多い。信用組合の許認可権限は、税務署が持っており、モンゴル中央銀行が持っているわけではなく、中央銀行は信用組合を取り締まれないでいる。

1 2 丸紅の貸付 27 億円が焦げ付いた

丸紅の香港法人が、ゴヤンというカシミア・メーカーに 27 億円を貸した際、モンゴル政府の債務保証を取っていた。ゴヤンが借金を返済できなくなり、丸紅側は、モンゴル政府に債務保証の履行を求めた。ところが、モンゴル政府は、「政府保証を行う場合、国会の承認を得る必要があったが、丸紅に出された政府の債務保証には国会の承認が得られていないため、この債務保証は無効である」と主張し、保証した債務の履行を拒否した。丸紅は、ロンドンで裁判に訴え、一審では丸紅が勝訴したが、二審で丸紅が敗訴した。

(文責：事前評価調査団員 太田養一、日本公認会計士協会調査三課 課長、公認会計士)

訪問記録

平成17年6月7日(火)

モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト

事前評価調査団

件名	モンゴル会計・監査機能向上プロジェクト事前評価調査 モンゴル国 財務省との打ち合わせ
日時	平成17年6月7日(水) 14:00~14:30
場所	モンゴル国 財務省 会議室
出席者	<p>モンゴル財務省 Mr. Dorjkhand 海外援助調整局 副局長 Mr. Dondog 会計政策局長</p> <p>調査団 清水 暁 総括/団長 (JICA モンゴル事務所 主査) 太田 養一 組織強化支援 (日本公認会計士協会 調査第3課長) 関川 正 会計監査実務 (監査法人トーマツ ODA 部社員) 井上 慶太 (井上慶太公認会計士事務所 代表) 石井 伯彦 調査計画 (JICA 経済開発部経済政策金融チーム) SANDAGSUREN Narmandakh 通訳 Ganzorig (JICA モンゴル事務所)</p>
概要	<p>冒頭 清水団長より本調査の概要及び方針を説明した後、質疑応答、意見交換を行った。発言要旨は下記の通り。(敬称略)</p> <p>(清水) 1年前以上から要請を受けていたが本日ようやくスタートラインにつくことができた。会計士の育成は経済の発展と大きく結びつくと思うので、モンゴル国政府の要請内容に沿った形で案件を形成してきたしだいである。研修を中心とした小規模でプロジェクトを開始し、課題を見出していければ良いと考えている。</p> <p>(Dondog) 日本国政府、及び JICA に感謝する。今回の調査内容や趣旨については十分理解している。またスケジュールは別紙の通り組んでいるので確認して欲しい。</p>

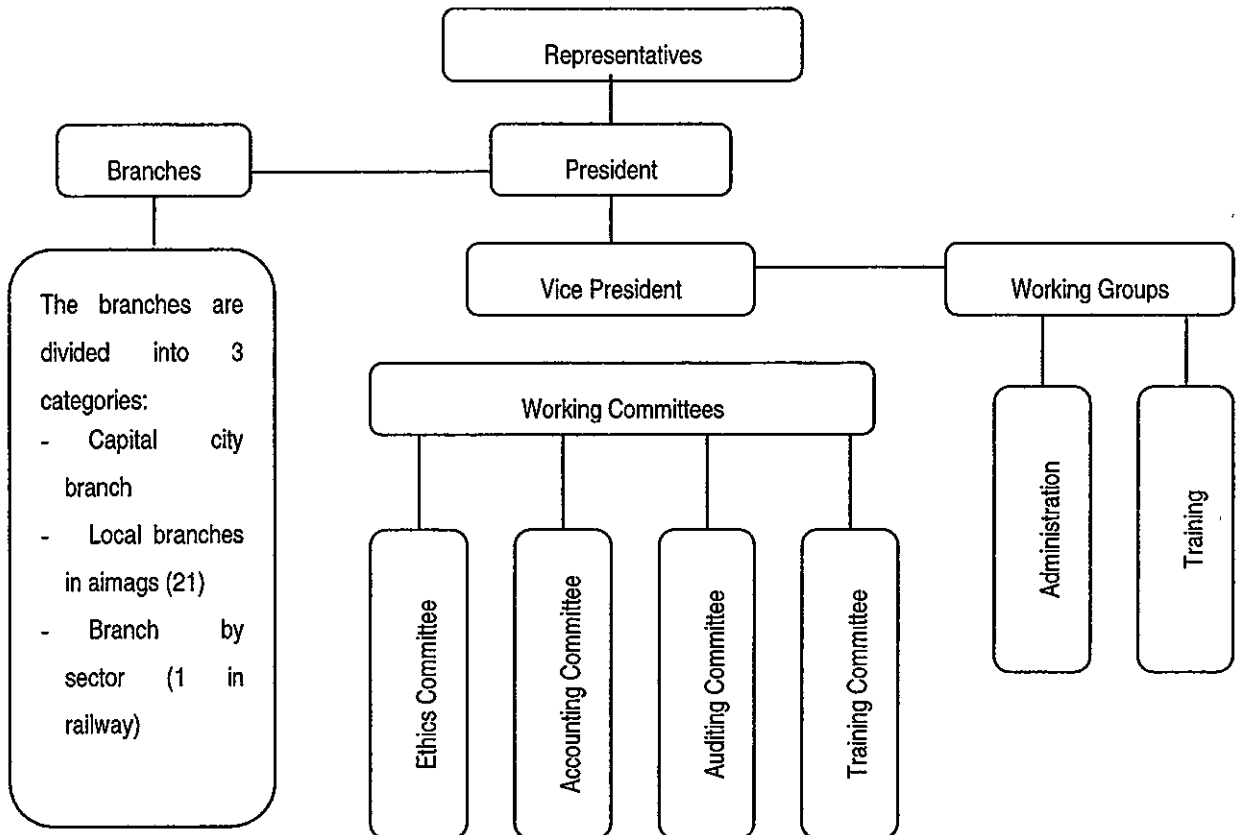
	<p>(Dor jkhand)</p> <p>ミニッツ案の形式のことだが、2枚目以降 Attachment Document となっているが、これを本文として扱って欲しい。また、プロジェクト自体は2年以上継続するので、小規模とは思わないが JICA の扱いでは小規模になるのか。</p> <p>(清水)</p> <p>本プロジェクトは、JICA の他のプロジェクトと比較すると小規模ではあるが、研修単独で考えると、10名の研修を3回行うので、決して小規模であるとは言えない。また、ミニッツ案の形式については、持ち帰り検討する。</p> <p>(Dor jkhand)</p> <p>短期専門家の派遣予定は。</p> <p>(石井)</p> <p>あくまでも予定であるが、1週間から10日程度、研修カリキュラムの見直しや、日本で学んだことのフィードバックの状況を確認するためにも専門家派遣は有益と考えている。</p> <p>(Dor jkhand)</p> <p>予算は研修と短期専門家派遣をセットで考えているのか。</p> <p>(石井)</p> <p>その通りである。専門家派遣を行う分は研修にかかる予算に追加して計上する。</p> <p>(Dondog)</p> <p>できれば、明日の午後の打ち合わせの段階で、ミニッツの内容を確認したいと考えている。</p> <p>(清水)</p> <p>了解した</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---

資料 2.

モンゴル公認会計士協会への質問書

I 全般的質問

Q1 モンゴル公認会計士協会の組織図



Q2 役員の構成 (監査事務所、産業・商業分野、教育界、政府)

回答

個別の質問の2の回答を参照のこと。

Q3 モンゴル大蔵経済省 (MOFE)、Mongolian Professional Accounting Council とモンゴル公認会計士協会との関係 (試験制度、会計基準、監査基準、監査事務所の監督、会計士の懲戒処分)

回答

監査事務所は、監査事務所は、監査ライセンスの申請を行なう際、Mongolian Professional Accounting Council の推薦をもらい、財務省 (Ministry of Finance) から監査のライセンスの認可を受ける。

会計士の懲戒処分は、会計法 23 条に規定がある。

23.1 会計法や規制に違反した者が刑事罰を受ける場合を除き、国家 Inspector 又は裁判官は、次の罰を課さなければならない。

23.1.1 8.3、8.4 及び 20.14 条に違反した場合、違反者は 30,000-60,000Tg の罰金を支払わなければならない。

23.1.2 企業又は組織が会計記録を保持せず、かつ財務諸表を作成しない場合、責を負うべき個人 (guilty staff) は、30,000-60,000Tg の罰金、企業又は組織は 60,000-25,000Tg の罰金を払わなければならない。

Q4 国際援助機関との共同プロジェクトの状況(過去の成果、現在のプロジェクト)

回答

2004年3月に出された ADB 最終報告書 capacity building for accounting and auditing professionals を参照のこと。この ADB のプロジェクトは、2003年1月-11月に実施された。

II 個別の質問

1 モンゴル公認会計士協会の規模

認識している状況

モンゴル公認会計士協会は、1996年に設立され、現在会員数は 1,290 名である(職業別の統計は取っていない)。2002年12月では会員は 888 名で職業別分布は次の通りである。

<u>分野</u>	<u>会員数</u>
産業界・商業	411 名
公務員	270
会計士業務	112
教育者	89
その他	6
合計	888 名

Q1: 産業界・商業部門の会計士が約半分いるが、産業界・商業部門の会計士に対する施策を行う委員会があるか。

回答

産業界・商業部門で働く会計士に対する施策を行う委員会はないが、こうした委員会を設置するか検討する予定である。

認識している状況

モンゴル公認会計士協会の職員数は 16 名で、Academic Secretary は調査の責任者である。なお、支部もある。

Q2: どの部門に何人いるか。

回答

管理部門に8名：会長、副会長、国際協力マネジャー、経理担当者、管理マネジャー、アシスタント・マネジャー、運転手、及び清掃担当者

研修部門に8名の常勤講師がいる。

4つの委員会があり、当協会のスタッフの大半は、委員会の委員長又は委員として活動をしている。

Q3: 支部はいくつあるか。

首都支部1、地方支部21、鉄道支部1

認識している状況

会費は、支部が集め、本部に送金されるようである（会則 11.8.4）。個人会員の会費は、年間 1,000tugrug で、監査事務所の年会費は課税所得の 3%である（会則 6.1）。ただし、必要な場合には、会費の割引も認められる（会則 6.3）。アジア開発銀行の 2002 年の報告書 p24 によれば、1993 年会計法及び 1997 年監査法は、モンゴル公認会計士協会の存在を非明示的に認めているが、モンゴル公認会計士協会には、会員に会費を請求する明確な法的権限がないと記述している。

Q4: 以前、会員の会費納付率が高くなかったようだが、最近はどうか。

回答

会費納付状況は改善してきているが、期待する水準に到達していない。

Q5: 今は、会費を徴収する法的権限を付与されているか。

回答

モンゴル公認会計士協会の by-law 又は会則で、会員は会費を納付しなければならない旨の規定がある。しかし、監査法にはこの規定はなく、現在監査法の改正案でこのような規定を盛り込みたいと考えている。しかし、この規定が改正案に最終的に盛り込まれるかは不透明である。

認識している状況

モンゴル公認会計士協会の統治機関は、assembly である。Assembly は、4年に1度開催される（会則 8.1）。モンゴル公認会計士協会の代表者（Representatives）は、特別な場合に臨時会議を開催できる（会則 8.3）。代表者として 11 名選ばれ、任期は 4 年である。

Q6: assembly は、実際にはどのような役割を果たしているか。

回答

Assembly（大会議）の主な役割は、会長と Representative を選ぶことである。

認識している状況

実行委員会(Steering Committee)は3名から構成され、モンゴル公認会計士協会の財務諸表の監査を行う(会則 8.10)。実行委員会の委員の任期は4年である。

2 試験制度

認識している状況

モンゴルの会計士試験は3段階に分かれている。1次試験(資格認定試験)は4科目あり、会計学、会計実務、監査論、商法・税法の知識が試される。1次試験合格者は、2次試験(資格更新試験)を受ける資格を有するが、2次試験受験資格は2年間有効である。つまり、その2年間に2次試験に合格しなければ、再度1次試験から受験しなければならない。

2次試験も4科目の試験であり、合格者は3次試験(資格更新試験)を受ける資格を与えられる。しかし、この資格は5年間だけ有効なため、この5年間に3次試験に合格しないと、初めから受験し直さなければならない。

3次試験も4科目の試験で、これに合格すれば公認会計士の資格が与えられる。

受験者は、年に2週間の研修を受けなければならない。大学の先生の場合には、一部科目の免除がある。なお、受験資格は、①会計学を専攻した学士であり、②2年以上の実務経験を有することと定められている。

アジア開発銀行の Capacity Building for Accounting and Auditing Professionals 報告書(2002年9月)P23によれば、モンゴルで会計士試験を実施するのは、公認会計士協会ではなく、Mongolian Professional Accounting Councilである。モンゴル公認会計士協会は、研修委員会(Training Committee)を設け、公認会計士試験を受験する人を対象とした受験講座(短期、中期及び長期)を行っている(会則 10.6.2)。

Q1 ADB 報告書 P24 によれば、第1次試験、第2次試験合格者も監査を出来ると書かれているが、これらの合格者の業務制限はあるのか？

回答

これらの合格者に業務制限は設けていない。ただし、2005年1月から、モンゴル公認会計士協会の監査委員会は、監査ライセンスを申請している者には、1週間の国際監査基準の研修を義務付けることにした。その理由は、国際基準及び国際的なベストプラクティスの知識と理解を補強するためである。

3 監査事務所の設立

認識している状況

監査事務所を設立する場合、公認会計士は設立の申請書を会計審議会に提出し、この審議会の審査にパスしなければならない。1人の会計士だけで監査事務所を設立しようとし

ても、認可されない。監査ライセンスを付与された監査事務所は、モンゴル公認会計士協会に登録すると、正会員になる。(正会員には、公認会計士個人と監査事務所の2種類がある。)

Q1 モンゴルにおいて監査会社の数はいくつか (ADB 報告書 P21 によれば 41 事務所) 地方の事務所も入れて、49 の監査会社がある。なお、この監査会社は有限責任会社であり、個人会計士は含まれない。(個人会計士が、監査を行うことは認められておらず、監査会社しか監査を行えない規定である)

回答

地方の監査法人を含めて、モンゴルには 49 の監査法人がある。

4 監査基準

認識している状況

モンゴルでは国際監査基準 (ISA) をそのまま国内基準として使っている。ISA をモンゴル語に翻訳している。モンゴル公認会計士協会には、監査委員会 (Audit Committee) があり、開発した監査基準を関係団体に提出している (会則 10.8.1) とある。監査委員会のメンバーの人数は 5-7 名と推定される。

Q1: ISA を国内基準としている中で、監査委員会はどのような基準を開発しているのか。

回答

未記入。

認識している状況

監査委員会は、監査事務所の監査実務を監督している (会則 10.8.2) とある。

Q2: 監査委員会は、どのような方法で監査事務所を監督しているのか。何らかの問題が出た場合、監査事務所に往査しているのか。

回答

毎年、モンゴル公認会計士協会は、財務省と協力して、監査法人の品質管理レビューを実施している。財務省次官 (State Secretary of MOF) が監査法人をレビューするチーム及びガイドラインを承認する。

5 監査規制法の改正

認識している状況

モンゴル政府は、監査規制法 (Auditing Law) を改訂し、品質管理レビューを導入するか検討中である。

Q1: 品質管理レビューを導入したか。

回答

モンゴルの国会で改正監査法の審議がまだされていない。

Q2: どのような品質管理レビューを導入したか。

回答

改正監査法 32 条「モンゴル公認会計士協会の権限」9 項で、次の規定を盛り込む予定である。

「承認されたスケジュール、又は subscriber (国?) やクライアントの要請及び苦情に基づいて監査報告書又は監査法人の活動をコントロールし、財務の問題について意思決定する権限を有する政府のメンバーに適切な見解及び提言を提出する。」

6 外資系監査事務所

認識している状況

従来アンダーセン¹がモンゴルに事務所を置いており、KPMG もモンゴルに事務所を開設する予定である。現在のモンゴルの法律では、外国の監査事務所がモンゴル公認会計士協会に会員として登録する義務はない。同協会は、今後外資系監査事務所に対する監督をしたいが、どのようにするかはまだ検討中である。

なお、外国人がモンゴルの会計士試験を受ける場合、監査論は受験免除されるが、商法・税法の試験は受けなければならない。

Q1 モンゴルにおける外資系会計事務所の活動状況はどうか

回答

アンダーセンは消滅し、外資系会計事務所では現在アーンスト&ヤング会計事務所だけがモンゴルで活動している。外国の公認会計士がモンゴルで監査業務を行う場合、その会計士はモンゴルの税法及び商法についての試験を英語で受けなければならない。

7 会計基準は IAS

認識している状況

現在モンゴル政府は国際会計基準 (IAS) を国内基準として採用している。従来ロシアの会計システムを使っていたが、1993 年に会計法の施行により財務諸表をできるだけ IAS を用いて作成しなければならなくなった。ただし、IAS を採用している会社は全体の 28-30% であり、中小企業の 30-50% が IAS を採用している。

モンゴル公認会計士協会には、会計委員会 (Accountancy Committee) がある。

Q1: 会計委員会ではどのようなことを行っているか。

回答

会計委員会の委員長は、モンゴル公認会計士協会の代表 (Representatives) の 1 人であり、財務省の会計方針及び方法論局上級スペシャリストである。会計委員会の主な役割は、

¹ 米国のアンダーセンの消滅に伴い、E&Y に引き継がれるようである。

公認会計士の資格認定試験の受験者を対象とした準備研修及び継続的専門研修プログラムをレビューし、かつ改善することである。

Q2 国際会計基準に照らし合わせたモンゴルにおける会計基準の最近の改訂・制定状況は。(ADB 報告書 P32-P35 にかけて IAS との比較表参照)

回答

モンゴル国の会計基準は、国際会計基準と同一である。

8 公会計は IPSAS

モンゴル政府は、国際公会計基準 (IPSAS) を採用することを決め、2003 年 1 月から IPSAS が同国のパブリック・セクターに導入される。すでに IPSAS を同国の法令に取りこみ済みで、IPSAS の研修を行っている段階である。

(2005 年 3 月 IPSASB オスロ会議資料によると IPSAS1-20 までを世銀の支援によりモンゴル語に翻訳済みと確認している)

Q1 国際公会計基準 (IPSAS) を取り組んだモンゴルの法令は何か (会計法か)。法文書を手に入れるか。

回答

モンゴルのパブリック・セクター組織の経営及び財務について定めた法律がある。世界銀行の技術支援により、国際公会計基準はモンゴル語に翻訳されたが、法律ではパブリック・セクターが国際公会計基準を遵守しなければならないと定めているわけではない。

9 世界銀行、アジア開発銀行の支援

過去 10 年間、世界銀行及びアジア開発銀行などがモンゴルの会計・監査制度の設定を支援してきた。例えば、アジア開発銀行は、モンゴルの会計・監査の能力を強化するためのプロジェクトを幾つか推進してきた。現在進行中のプロジェクトのテーマは、①会計、②監査、③モンゴル会計士協会の能力 (capacity) を強化すること、④モンゴルの大蔵省の能力を強化することである。現在アジア開発銀行が発注先を選定している段階である。ただし、発注候補の会社には、日本企業は入っていない。モンゴル側としては日本企業 (監査法人) にも参加してほしいが、アジア開発銀行側が発注権限を握っているため、モンゴル側の口利きで日本企業の参加が実現できるかわからない。

Q1 ADB の Capacity Building Project は現在も実施中と聞いているが、このプロジェクトの実施期間と現在の活動内容は。

回答

このプロジェクトは、2003 年 1 月-11 月に実施された。

Q2 このプロジェクトの成果は。政策に反映させた点は。教訓は。

回答

アジア開発銀行の最終報告書（2004年）を参照のこと。

10 他組織とモンゴル公認会計士協会との関係について

Q1 MonICPA、MPAC (Mongolian Professional Accounting Council)、MOFE-Accounting Division の役割分担は明確に分かれているのか。

回答

モンゴル公認会計士協会は、継続的専門研修（CPE 又は CPD）を行い、監査法人の業務の質を確保し、倫理規則をエンフォースする責任を有している。

モンゴル会計審議会は、公認会計士試験を実施し、会計ソフトウェア会社の製品を審査し、認可するかどうかを決定し、その最終決定を財務省に提出し承認を求める。監査法人を設立したいという申請を受理し、添付書類を審査し、財務省にライセンスを付与すべきかどうかを進言する。

Q2 MPAC のメンバーとその選定方法？独立した事務局はあるか？（ADB 報告書 P27 によれば、メンバーは常勤の議長と 6 名の委員と記載されているが）

回答

モンゴル会計審議会の委員は、学者、国営組織及び民間セクターの代表から構成されている。現在、委員長を含め 7 名が委員となっている。モンゴル会計審議会は、財政的には財務省から独立しているが、現行監査法の規定に基づき財務省の下で活動している。

Q3 証券取引委員会と財務省の関係は？

回答

モンゴル公認会計士協会では回答できない。

Q4 監査済み財務諸表を General Department of National Taxation に提出することになっている。これらは一般に公開されるのか？（AD 報告書 P18 の記載による）

回答

企業の監査済み財務諸表は、新聞で公告されている。

Q5 監査法で公認会計士の外部監査が義務付けられた会社は以下と理解している。その会社数概数と実際に監査を受けている数を示して下さい。

	対象会社数概算	監査を実際に受けている会社数（概算）
Bank		
Insurance companies		

Any other financial institutions		
Listed Companies		
Companies intended to list		
Joint - venture enterprises(*)		
State owned enterprises		
Companies with capital of at least T30 million		
単純合計		
重複を除いた合計		

(*)外資系企業の意味か？

回答

最近の調査によれば、50の監査法人が2,700社の企業を監査している。しかし、まだ2,700社の内訳を分析していない。

Q6 上場企業の80%しか監査されないと書いてあるが、監査を受けていない会社も上場審査をパスできるのか、あるいは上場廃止にならないのか？

回答

モンゴル公認会計士協会では、この質問に回答できない。

Q7 国有企業の監査はCPAそれともSAB？

回答

国有企業の監査は、監査法人による監査と国家監査院(会計検査院と推定される。SAB=State Audit Board)による監査の両方を受ける。

Q8 銀行監査 中央銀行が“Bank Auditor”の資格認定に責任がある？(ADB2000, P21)

回答

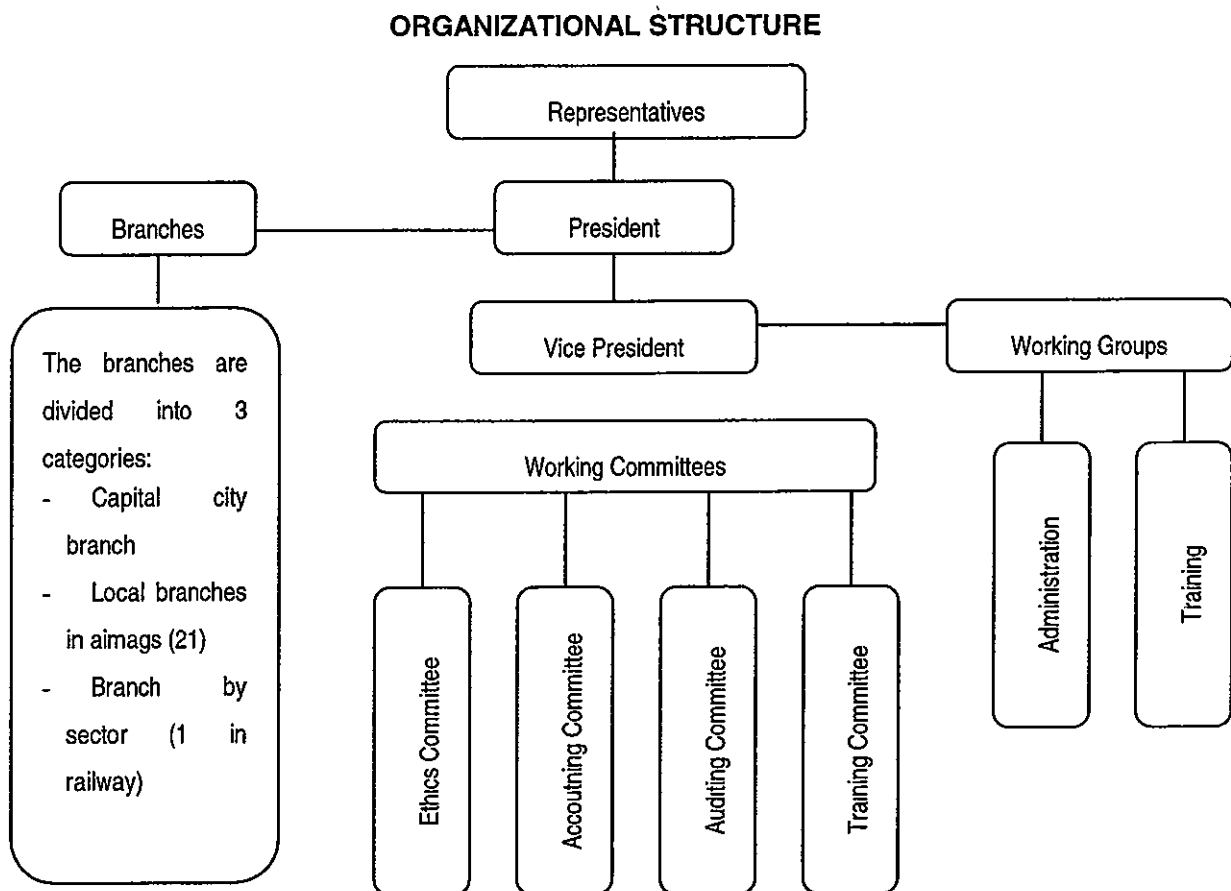
銀行監査をすることができる監査法人の資格認定を2年間だけ行った。当時、銀行監査をする監査法人を決める際、入札で選んだため、こうした資格認定を受けた監査法人が銀行監査の仕事を受嘱したようである。なお、現在は法律が改正され、この銀行監査の資格認定は廃止した。今は、どの監査法人でも銀行から監査の委嘱があれば、監査を行うことが容認される。

以上

MONICPA

I General Information

Q1 Please see below the chart of MonICPA:



Q2- It will be given in answer to Specific Q2.

Q3 As for Examination, there is Finance Minister's Order which will be attached hereto.

- Mongolia, according to Accounting and Auditing Laws, should apply International standards on these areas.
- Audit companies get audit license from the Ministry of Finance based on recommendation of Accounting Council upon the individuals or entity's request and submission of required documents.
- Penalty and disciplinary measures are described in Accounting Law.

Q4 ADB grant aid TA3913 "Capacity Building for Accounting and Auditing Professionals" started in January 2003 and completed in November 2003. The project was implemented in 3 main areas: accounting, auditing and strengthening capacity of MonICPA and department of accounting policy and methodology of MOF. The result is best described in final report prepared by consultants of the project, and also available in both hard and soft copies from

MonICPA. At the same time, it is sited in MonICPA's web site.

- So far, there is no project at MonICPA

II Individual information

1 About MonICPA

- According to last statistics as of December 2004, total No of CPAs have reached 1290. There is no summarised number or percentage of breaking down CPAs by sectors where they are employed throughout the country so far.

Q1: - NO. But we are thinking of that.

Q2:

- As you see from the chart, the staff is divided into 2 working groups: administration and training. In administration team, there are 8 employees: President, Vice President, manager of Int'l cooperation, accountant, Administration manager, Assistant manager, driver and cleaning worker. The others are teachers (8 of them).

- In addition to the above, we have 4 committees where most of our staff work ast either head of committees or its members.

Q3: - The answer is given above.

Q4: - It is getting better, but we still cannot reach sufficient amount as we expected.

Q5: - Only MonICPA's by-law or constitution requires members to pay membership due.

Q6: - The main role is to elect President and Representative of MonICPA.

5 Examination system

Q1

- No limitation to their activities. However, beginning from January 2005, the institute's audit committee has decided to include those who is requesting to get audit license in one-week training on ISA so that to reinforce their knowledge and understanding of international standards and international best practice.

6 Establishing of Auditing Company

Q1 - There are 49 audit companies in Mongolia including local companies.

7 Auditing standart

Q1: -

Q2: - Every year MonICPA in cooperation with MOF conducts quality control review in audit companies. The State Secretary of MOF approves the list of team who will review the audit companies and the guideline.

5 Audit law

Q1:

- The amendment to the Audit Law has not yet discussed at the Parliament session.

Q2: - In Article 32.9 “Authority of the Institute” states: “control auditing reports of audit firms’ activities according to the approved schedule or request and complaint of subscriber and clients, then submit appropriate opinion and proposal to the Government member in charge of finance matters for decision making”.

6 Foriegn Invested Audit Company

- Arthur Anderson is no more in existance. Currently only one foreign audit firm is operating in the country which is Ernst & Young. If a foreign CPA wants to conduct audit engagement in Mongolia, he/she should take CPA examination on package of tax and commercial laws of Mongolia in English.

Q1

- At high quality as a good example for domestic audit firms.

7 IAS

Тодруулсан эгдйл

Q1:

- The accounting Committee is now headed by one members of Representative of MonICPA who is a senior specialist at MOF’s accounting policy and methodology**

division. The committee's main role is to review of and improving training program both on Pre-CPA examination and CPD.

Q2 - The country's national accounting standards is the same as IAS.

8 IPSAS

Q1

- There is a law of Mongolia on management and financing of public sector organizations of Mongolia. Although IPSAS has been translated into Mongolian under WB TA, the law does not specify that public sector should follow IPSAS.

10 WB, ADB support

Q1

- The project was implemented from January through November 2003. (the final report is attached)

Q2 (it is in the final report)

10 Relation between MonICPA and other organization

- If the question concerns its international relationship, the institute has had good relationship with several bodies abroad with same status, for example JICPA, KICPA, CPA Australia, AICPA, Institute of Auditors and CPAs of Thailand, Institute of Chartered Accountants of India, CPAs of Singapore etc. Also, the institute is a member of IFAC, CAPA and AFA.

Q1

- **MonICPA is responsible for CPD and reviewing quality of audit firms' services, and enforcing code of ethics. While Accounting Council is responsible for giving CPA exam, checking accounting software companies' products and make decision on**

permission and submit the final decision to MOF for approval. Receive applications from individuals and entities to establish audit firm, check the attached documents and submit to MOF recommendation to issue a license.

Q2 Accounting Council's members consist of representatives of education, state organization and private sectors. Currently it has 7 members including the chairman. The council is financially independent but it works under the Minister of Finance according to the existing Auditing law's stipulation.

Q3

- cannot answer.

Q4 - The audited financial statements are published through newspapers for the public.

Q5

	Хамрагдах аж ахуйн нэгжийн тоо	Бодит байдал дээр аудит хийлгэж байгаа аж ахуйн нэгжийн тоо (ойролцоогоор)
Bank		
Insurance companies		
Any other financial institutions		
Listed Companies		
Companies intended to list		
Joint – venture enterprises(*)		
State owned enterprises		
Companies with capital of at least T30 million		
Нийт		
Нийт (Давхардсан тоог хассан)		

(*)

- Not clear so far. The regular review is being conducted very soon, and after the summary of review result, we can say definite number.

Q6 - Cannot answer

Q7 - Both of them.

Q8 - Cannot answer

JICA モンゴル会計監査機能向上プロジェクト

会計事務所向け質問票

Itgelt Audit

1. 概要

(1) 設立年度、設立経緯

1997年12月に監査業務の経営を目的として設立され、1998年1月1日から業務開始した。監査、顧問・会計相談、評価業務を行っている。主事務所はウランバートル市、Bayanzurkh区、平和道理18A-1、農業組合ビルの2階に所在している。
Darkhan-Uul 県に1支店を有する。

(2) 提携関係（国際会計事務所との提携を含む）

2003年10月から2005年4月までの期間にKPMJ International のハノイ支店とプロジェクトを実施した。この期間に合計4つのプロジェクトを実施した中、3つのプロジェクトに関しては職員派遣契約（Loan Engagement）に基づいて職員3人をKPMU 監査チームに参加させた。一つのプロジェクトは共同責任者として参加した。

2. 人員

	パートナー数	専門職員	事務職員	合計
人員数	4	11	2	17
うち、公認会計士数	4	6	0	10

3. 収入

(1) 年間収入（直近年度）： (千Tg)

	2001		2002		2003		2004	
	合計	割合	合計	割合	合計	割合	合計	割合
監査	56,005.9	83%	53,289.0	69%	82,777.9	58%	169,395.0	83%
評価	10,500.0	15%	21,823.3	28%	57,766.3	40%	31,567.5	15%
顧問	1,262.0	2%	2,400.0	3%	3,350.0	2%	3,500.0	2%
その他								
合計	67,767.9	100%	77,512.3	100%	143,894.2	100%	204,462.5	100%

4. クライアント

	総クライアント数	監査クライアント数	主たるクライアントの業種			
			外資系企業	国有企業	プロジェクト	その他
2001	29	22	4	8	4	6
2002	31	23	3	8	5	7
2003	37	25	3	11	6	5
2004	42	31	4	16	6	5

(1) クライアントの獲得方法

クライアントの依頼	左記の全ての方法を使用
オープン入札	
委託者に依頼	
監査人独自で	

5. 報酬

- (1) 報酬決定方法 タイムチャージ
- (2) 業務ごとの採算管理を実施しているか? Yes

6. 人事制度、人材育成

- (1) 採用方針、採用基準 卒、経験者採用中心
- (2) 給与制度、人事考課制度の有無 有
 給与の決定方法、タイムチャージ
 定期的な昇給の有無、有
 人事考課制度の有無、有
- (3) 研修制度 公認会計士協会が実施する研修及び内部研修
- (4) スタッフへの仕事の割り振り、ジョブ・ローテーション 有

7. 監査マニュアル/手続書

- 監査マニュアルの有無 有
- 自社作成か Yes
- 監査手続書の利用の有無 有

8. コンピュータ環境

使用コンピュータ数	15台
使用OS	Windows XP/ME2000
使用範囲	Word/Excel

9. 品質管理制度

審査制度の有無	有
---------	---

10. モンゴル公認会計士協会との係わり

(1) 会計士協会の活動への参加	メンバー
(2) 会計士協会からどのようなサービスを受けているか？	研修
(3) 会計士協会の活動に何を期待するか？	

以上

JICA モンゴル会計監査機能向上プロジェクト

会計事務所向け質問票

Medeelel Audit

1. 概要

(3) 設立年度、設立経緯

2002 年に監査業務の経営を目的として設立された。事務所はウランバートル市内は、Bayangol 区、第 18 町一 1 (1)、経済大学 202 号室 (2)、モンゴル保険社 Bayanzurkh 区支社ビル 3 号室 (3) にあり、Bulgan 及び Zavkhan 県にそれぞれ地方支社がある。

(4) 提携関係 (国際会計事務所との提携を含む) なし

2. 人員

	パートナー数	専門職員	事務職員	合計
人員数	4	5	1	10
うち、公認会計士数	3	3	0	6

3. 収入

(1) 年間収入 (直近年度) : (千 Tg)

	2003		2004	
	合計	割合	合計	割合
監査	18,000.0	63.1%	24,900.0	66.7%
顧問 (財務諸表作成等)	6011.8	21.1%	7,529.5	20.2%
研修	4500.0	15.8%	4900.0	13.1%
合計	28,511.8		37329.5	

4. クライアント

	総クライアント数	監査クライアント数	主たるクライアントの業種		
			外資系企業	国有企業	民間
2003	50	23	-	3	20
2004	65	30	-	5	25

(1)クライアントの獲得方法

クライアントの依頼	左記の全ての方法を使用し、両者合意に基づいて契約する
委託者に依頼	
監査人独自で	

5. 報酬

(1)報酬決定方法

固定報酬、+実績報酬

(2)業務ごとの採算管理を実施しているか？

Yes、損する条件を選択しない

6. 人事制度、人材育成

(1)採用方針、採用基準

学歴、専門能力をみて、監査人のアシスタント、公認会計士1級、2級試験の合格者、5年以上の経験者中心に採用する

(2)給与制度、人事考課制度の有無

固定報酬制度であり、仕事の実績、質、結果に基づいて各四半期ボーナス（給料+実績報酬）がある。

(3)研修制度

公認会計士協会が実施する研修及びその他研修

(5)スタッフへの仕事の割り振り、ジョブ・ローテーション

仕事の割り振りには主任監査人、監査人、監査人アシスタントに分け、社長指令によって決まる。監査業務は監査計画によって振り分け実施する。

7. 監査マニュアル/手続書

監査マニュアルの有無

有

自社作成か

2002年5月20日付、社長第2指令によって承認された内部監査マニュアルである。

監査手続書の利用の有無

2003年8月15日付、社長指令によって承認された”内部政策、監査手続き“である。

8. コンピュータ環境

使用コンピュータ数

4台

使用OS

Windows XP/ME2000

使用範囲

Word/Excel

9. 品質管理制度

審査制度の有無 有

2003年8月15日付、社長指令によって承認された”内部政策、監査手続き“にて審査制度を構築した。

10. モンゴル公認会計士協会との係わり

(1) 協会の活動への参加

社長の Tovuudorj 氏は協会の審査委員会メンバー

(2) 協会からどのようなサービスを受けているか？

研修、専門指導、監査許可

(3) 協会の活動に何を期待するか？

監査業務が安定した外国へ監査人を派遣し、研修及び調査（経験を勉強する）させるための協力

以上

JICA モンゴル会計監査機能向上プロジェクト

企業向け質問票

Emiin Uildver LC

質問 回答

1. 概要

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 会社の業務内容 | <u>製薬、薬品の卸売り</u> |
| (2) 上場/非上場の別、 | <u>上場、株式</u> |
| (3) 設立年度 | <u>1935年</u> |
| (4) 主たる株主 | <u>Mr. Damba. O モンゴル国籍者</u> |
| (5) 主たる事業所（本社、工場、支店、等） | <u>UB市</u> |
| (6) 子会社、関連会社の有無 | <u>無</u> |
| (7) 主たる資金調達方法（銀行借入、経営者、） | <u>銀行短期融資</u> |

2. 基本データ

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 売上高 | <u>200,584</u> (千Tg) |
| (2) 総資産 | <u>1,535,189.5</u> (千Tg) |
| (3) 資本金 | <u>407,237.7</u> (千Tg) |
| (4) 従業員数 | <u>32人</u> |

3. 財務諸表

(1) 財務諸表の提出先

- | | |
|--------|-------------|
| -株主 | <u>Yes</u> |
| -証券取引所 | <u>No</u> |
| -銀行 | <u>No</u> |
| -等 | <u>税務機関</u> |

(2) 作成している財務諸表

- | | |
|-------------------|------------|
| ● 連結財務諸表を作成しているか? | <u>No</u> |
| ● 中間財務諸表を作成しているか? | <u>Yes</u> |
| ● 月次決算を作成しているか? | <u>Yes</u> |

(2) 会計ソフトを利用しているか?

している場合はその名称 会計ソフト VINITSA を使用

(3) 経理部門の人員数

二人

(4) 税務との関係

会計処理と税務上の処理は概ね一致しているか？ 一致している

調整項目があれば、それはどのような項目か？ なし

税務調査を過去受けたことがあるか？ 受けた

4. 会計監査

(3) 監査人名称 “Itgelt Audit”

(4) 公認会計士の外部監査を受けている理由 情報の信用性に対する確信を得る、相談等を受けるため。

(5) 監査人の選定方法、選定理由 主株主の依頼で

(6) 監査報酬の決定方法（時間請求、固定額、等） チーム、時間をベース

(7) 監査人の業務に対して満足しているか？ 十分

(8) モンゴルの会計士に対して期待する業務 監査能力、実力の向上

5. コーポレートガバナンス

(1) 経営者の業務を監督する仕組みがあるか。株主が一人なので必要ない

(2) 内部監査制度の有無 なし

以上

資料 3.

モンゴル公認会計士協会

中期戦略目標 (2005 年～2008 年)

1. 使命

モンゴル公認会計士協会 (MonICPA) は、国際的なベストプラクティスに沿った、モンゴルにおける会計・監査制度の策定及び開発、専門職によって提供される業務の品質の向上、調査業務の補助、職業専門家の育成、公認会計士の倫理規定の実施、及び専門職に関する情報の提供を使命とする。

2. 中期目標

2. 1. 会計基準

2. 1. 1. 法定フレームワーク

2005 年現在、国立標準化・方法論センター (National Centre for Standardization and Methodology) が基準の承認の責任を有する一方で、財務省が国際会計基準 (IAS) 又は国際財務報告基準 (IFRS) の開発及び翻訳の責任を有している。2007 年初めには、現行の会計法の改正を通して、以下の (※「上記の」の間違いと思われる) 段落に述べられている義務と任務が、MonICPA に移行できるようにする。したがって、これらの件に関しては、アジア開発銀行 (ADB) や他の資金援助国がモンゴル政府に提言をすることが重要となる。

2. 1. 2. タスク・フォース

- 2005 年～2006 年に既存の会計法の改正法に関する法案を開発する
- 国際機関へ援助を依頼する
- 2006 年秋に法案を提出する
- 上記の義務を遂行するための準備として、MonICPA の行うべきことは以下の通りである。
 - ・ IFRS 移行のための機能を割り当てたグループの育成
 - ・ 国内基準として財務省により発行された指示書の認識の開始 (2006 年から開始)
 - ・ モンゴルにおける各種法令の IAS の要求に適合していない部分の問題に関するコメントを作成・提出する (2007 年から開始)
 - ・ IFRS 及び IFRS statements の認識と適用に関する決定を、MonICPA によって行う。
 - ・ 国内会計基準を承認し、それについての適切な適用及び教育を公示する

2. 1. 3. 組織構成

2007年に、既存の会計方法論委員会 (Accounting Methodology Committee) を、会計基準委員会として再構成する。新しい委員会は、民間あるいは公共部門の小委員会を有する。

2. 1. 4. IAS 適用の促進

- IAS 及び国内基準の適用及びこれに関する訓練を公示し、適切な助言を企業に提供する
- IAS を適用し、これを一貫して適用する企業に対して、「表彰状 (Certificate of Appreciation)」 (※Certificate of Application→適用証明書の間違いかもしれない) を授与し、マスメディアを通じてこれら企業を公示する
- 経験や知識を共有できるように、部門又は地域ごとに、会計士に対して会議及びセミナーを開催する

2. 2. 監査基準

2. 2. 1. 法定フレームワーク

2005年現在、財務省は監査基準の開発、翻訳、承認に責任を有している。2005年のうちに、既存の監査法の改正を通して、上記段落に述べられている義務及び任務が、MonICPAに移行できるようにする。したがって、これらの件に関しては、ADB や他の資金援助国がモンゴル政府に提言をすることが重要となる。

2. 2. 2. タスク・フォース

- 2005年に、既存の監査法の改正法に関する法案を開発し、承認のため議会に提出する
- 国際機関へ援助を依頼する
- MonICPA が主導し、ISA を翻訳・印刷し、ISA 適用に関して訓練を実施する
- 国内監査基準を公表する (2006年)

2. 2. 3. ISA 適用の推進

- 監査業務の品質レビューのための適切な制度を策定する
- 監査法人の財務諸表に関する意見を作成する
- レビューに対する監査人の意見を収集する
- 関連する全ての当事者に監査法に規定されている部分の実施を要求する

2. 2. 4. 組織構成

- MonICPA の監査委員会は、以下の事項を行う。
 - a. ISA 翻訳のための機能を割り当てたグループの育成 (2006年)

2. 3. メンバーシップ

2. 3. 1. 法定フレームワーク

- MonICPA 会則によると、監査法人に加えて、公認会計士試験を合格したものは、MonICPA 会員として登録されるべきである。
- 2005 年初めから、MonICPA はメンバーシップを以下のように広げる予定である。
 - ・ 公共部門会計士（一般予算管理者及び組織予算の監査を専門とする者として、一般又は上級職の地位で業務を行う者）
 - ・ 退職者（定年又は他の適当な理由で退職したために、公認会計士として業務を提供していない公認会計士）
 - ・ 補助会員（学生及び被一般雇用者）
- 公共部門会計士、退職者、補助会員及び監査事務所は関係会員と称されるが、公認会計士は正会員の地位を持つ。

2. 4. 公認公共会計士

2. 4. 1. 法定フレームワーク

2005 年現在、財務大臣の管理下にある会計審議会は、公認会計士試験の提供及び大臣に公認会計士の資格授与又は取消しに関する推薦状の提出に責任を有する。会計審議会の廃止及びすべての義務と任務の MonICPA への移譲が述べられた現行の監査法の改正法案が作成され、議会への提出が準備されている。

2. 4. 2. タスク・フォース

- 上記の法案承認のためを議会に提出する
- モンゴル政府の改正に関係して発行された、ADB 及び他の国際機関の推薦書を提出する
- 会計審議会の廃止及び MonICPA への任務の移譲を、効率的に行うための運営を手配する

2. 4. 3. 公認会計士試験受験前の訓練

現状

公認会計士試験受験前の訓練は、会計理論（財務会計、原価管理会計）、実務会計、監査及び商法の、講義・自主学习両方による 224 時間の訓練によって構成されている。公認会計士試験前の訓練は、このような限られた時間の中で行われるため、公認会計士は、第一段階において、その後 2 年間、4 科目以上の講義に出席し、テストを受けることを要求することが必要である。

目標

- 2006年から、以下の方法で公認会計士試験受験前の訓練を行う
- a) 従来の224時間の研修
- b) 英語による140時間の研修
- c) IFACによって承認された「国際教育基準」の要求に沿った800～1000時間の研修
- (a)及び(b)の訓練に出席後、公認会計士試験を合格した者には、最初の2年間に4科目の試験に合格、その後5年以内にさらに4科目の試験に合格した場合、無期限の公認会計士資格が授与される、また、(c)を専門とした訓練を修了後、公認会計士試験を合格した者には、無期限の公認会計士資格を与えられる
- 2007年初めから、英語に関する試験が公認会計士試験に含まれる
- 2006年より、ACCAプログラムの訓練を開始する
- 2007年初めから、公認会計士の育成に関する日本の制度を採用する
- モンゴルの会計士が、外国の公認会計士制度を受験するための育成を行う

2. 4. 4. 継続的専門開発 (CPD) 及び試験

現状

地方で業務を行うすべての公認会計士は、協会によって、2～3週間のCPD訓練に出席し、訓練修了後に試験を受けることを要求されている。

目標

2008年から、CPD訓練は以下のように行われる。

- a) 従来の方法での訓練及び試験
- b) インターネットアクセスの可能な地域では、オンラインによるCPD訓練及びインターネットを通じた試験を実施する

2. 4. 5. 構成

- 2006年より、訓練委員会に英語のインストラクターを雇用する
- 講師の増員
- 2006年に、英語の会計理論の講義のための事前必要要件を作成する
- オンライン講義及びインターネットを通じた試験のための事前必要要件を作成し、2006年から開始するために講師を準備する

2. 5. 公共部門会計士

2. 5. 1. 目標

- 現在は、資格の授与の実施はない。この資格は、2005年に既存の会計法の改正によって新設される。これに関する規制が、財務省によって承認される。
- 公共部門会計士の試験実施前の訓練プログラムが承認され、2005年初めに、このプログラムを開始する。
- これらの目標の達成のために、ADBや他の資金援助国からの援助を得られるよう努める
- 公共部門会計士は、公認会計士資格より低い資格とし、独立して監査業務に従事することを認めない
- 2008年に、インターネットを通じて提供される、公共部門会計士の試験及びCPDプログラムに関する訓練を開始する

2. 5. 2. 構成

特に IPSAS、並びに予算計画及び報告を専門とした講師を、訓練委員会に入れる。(2006年)

2. 6. 産業界で働く会計士への貢献

- 毎年、改定された IFRS を英語・モンゴル語両方で会計士に提供する (2006年から)
- MonICPA 管轄下に相談センターを設立し、公認会計士に業務上のアドバイスを与える (2007年から)
- 毎年、産業界で働く公認会計士のための会議を開催する
- 大企業に雇用されている公認会計士から構成される小委員会を設置する (2006年から)
- 国内の会計基準に関する情報を提供する

2. 7. 公共部門会計士への貢献

- IPSAS の改正をすべて、英語・モンゴル語両方で通知する
- IPSAS の適用における、MOF の方針及び活動を支援する
- 公共部門会計士の訓練を実施し、試験及びCPDに責任を有する

2. 8. 監査人への貢献

- 毎年、IFRS、IPSAS 及び IAS の改正をすべて、英語とモンゴル語両方で通知する (2006年から)
- 国内の会計・監査基準に関する情報を提供する
- 大手監査法人の小委員会を設置する (2006年から)
- 財務諸表の監査を受けなければならない企業のリストを作成し、公共に知らせる (2006年から)
- 毎年、監査人の会議を開催する。
- 監査業務の品質管理及びレビューの実施 (2005年から)

- 監査証明書の授与、取消し及び証明書の普及に関して推進する（2005年から）
- 監査人の CPD 及び監査人へのアドバイス

2. 9. 講師及び学校への貢献

- 国際・国内両方の税務に関する情報を提供する（2006年から）
- 講師のための調査会議を、年2回（春・秋）に開催する（従来から）
- 関連団体と協力して、会計職業専門家が養成されている学校のカリキュラム及びシラバスの認定の実施

2. 10. 学生への貢献

- 会計・監査業界のイベント及び活動に関する情報の情報を利用可能にする
- 実務訓練に関する訓練の継続
- 毎年行われている、会計を勉強している学生の会計オリンピックの継続
- 学生のための研究大会の開催の継続

2. 11. 調査及び研究

- MonICPAのもと、NGO「会計学会」の設立（2005年から）
- 大学及び協会により、定期的で開催される研究大会の支援
- 博士号の授与に関する決定に責任を有する会計学会の管理下に、会計教育分野における博士号に対する審議会の設立（2007年から）

2. 12. すべての会計士への情報

- 協会ウェブサイトを通して情報を提供する
- 協会ウェブサイトに登録した者に直接情報を送る
- 新聞「Financial News」を毎週発行し、その購読者を増加させる
- 新しい月刊誌「Accountancy」を発行する（2006年から）

2. 13. 施設（※おそらく Facilitates →Facilities の間違い）

- オフィスビル拡大の第1段階は2006年に利用され、第2段階は2008年に利用される。
- すべての監査事務所、少なくともウランバートルの監査事務所の情報ネットワークを新設し、さらに国中に広げる
- 小規模の広報物を協会内に設置する

2. 14. 協会支部の運営の再活性化

協会は以下の事項を行う。

- 2007年初めから、少しずつ協会支部にフルタイムの管理者を雇う方式を実施していく

- 予算を支部に配分し、報告書提出後に評価を行う（2005年から）
- 支部が設置されている地域の状況を考慮して、支部の改善に関する対策を取る（2007年から）

2. 15. スタッフの福利厚生

- スタッフの住宅状況の改善を支援する（2005年及び2008年）
- スタッフに、海外で英語学習コースを勉強する機会を提供する
- すべてのスタッフに、修士号の取得の機会を与え、少なくとも20%のスタッフが博士号を持つようにする（2005年から）

2. 16. 国際関係

- 2006年に会員としてIASBに加盟する
- 2006年にIFACの正会員となる
- アジア、ヨーロッパ、アメリカの同様の地位を持つ職業専門団体と協力し、職員の交換プログラムの実施を試みる
- アジアの国々でモンゴル公認会計士の認定及び証明を認めてもらうための取り決めを結ぶため、他のアジアの国々と活発に交渉する

2. 17. 人的資源

協会の人員の発展

	2005	2006	2007	2008
管理・経営	6	6	6	6
講師	9	12	15	16
レビューアー	-	2	3	3
技術者 (technician)	1	1	3	4
計	16	21	25	26

Strengthening Accounting and Auditing Capability of Mongolia

Comments on Training Program

1. General Information to the Trainees

- Activities, Structure and Organization of JICPA
- Japanese Audit System
- Audit Legal Environment
- Japanese Accounting System and Legal Environment
- IFRS and Last Findings in Accounting Area
- Code of Ethics for Accountants and Review of Implementation of the Code
- Japanese CPA Examination and CPD Requirements
- Personnel Policy of JICPA
- Supporting Policy for SMEs
- Disclosure System in Japan and Business Accounting Council

2. Organizations to Visit

- Stock Exchange
- JICPA Branch in Osaka
- Japanese Certified Tax Accountants Association
- Steering Committee of CPAs
- Business Entities

3. First Group (MonICPA management) will study the followings:

- The Role and Activities of Each JICPA Committee
- CPA Examination System
- CPA Examination Procedures
- JICPA Relationship with its Members
- Activities of Audit Oversight Board

- Procedures, Approaches and Standards of Audit Review
- Judgment and Resolution on Disciplinary Matters as Result of Investigation
- CPD System
- The Process of Development and Approval of Audit Standards
- JICPA Policy on Revenue Collection, Cost Planning and Allocation

4. *Second Group (directors of audit firms) will study the followings:*

- Equity Composition of Audit Firms
- Internal Structure and Organization
- Training of Personnel and Human Resource Policy
- Wages and Inception System and Future Career
- Finding Potential Clients and Conclusion of Contracts with them
- Service Fee
- Audit Work Team (how to form a team)
- Audit Work Plan
- Test and Substantive Test
- Compile Working Papers
- Working Papers Archiving Policy

資料5.

モンゴル国の監査法（1997年）

第1条 本監査法の目的

本監査法の目的は、監査活動の原則及び監査の組織的法的根拠を定め、監査を実施する公認会計士及び監査事務所に権利を付与することに関して規制をし、公認会計士及び監査事務所を管理し、彼らの職権を認めかつそれらを実施することである。

第2条 監査についての規制

1 監査についての規制は、会計法、本監査法及びこれらの法律と首尾一貫したその他の規制から構成される。

モンゴルが他国と国際的な条約を締結した場合に、その国際的条約が本監査法と首尾一貫していないならば、その条約の規定が優先するものとする。

第3条 法律用語

- 1 「監査活動」は、監査人又は監査事務所が、法的主体およびビジネスを経営している個人の財務書類について本監査法及び契約に従って監査、保証、及び意見表明をし、クライアントの財務的事柄を研究しかつ計画する上で、クライアントに助言しかつ支援する独立的な活動である。
- 2 「公認会計士」は、会計法及び本監査法に従って能力ある当局によって付与された権限の下で会計士業務を行う職業専門家たる会計士を意味する。
- 3 「監査人」は、能力ある当局から本監査法に従った監査を行う資格を付与された公認会計士を意味する。
- 4 「監査事務所」は、能力ある当局から本監査法に従った監査を行う認可を得て、かつ国家登録事務所に登録をした事業体を意味する。
- 5 「財務諸表」は、貸借対照表、損益計算書、利益剰余金計算書、キャッシュフロー計算書、及び注記、開示並びにこれらに添付される付属明細表を意味する。
- 6 「財務諸表の証明」は、監査を実施する権限を有する法的主体が、採択された基準に従い事業体及び組織の財務諸表を調べ、これらの財務諸表の適正性について意見表明することを意味する。
- 7 「財務書類」は、法的主体及びビジネスを営んでいる個人の財務的事柄に関係した帳簿、財務諸表、財務諸表の注記及び開示、持分、資産、受取債権、ローン、負債、税金、報酬及び手数料の書類を意味する。
- 8 「subscriber」は、事業体及び組織について監査を実施する意思決定をする権限を持つ能力ある国の行政機関、正当な監督機関、財政、税務、銀行及び関税機関を意味する。
- 9 「クライアント」は、契約の下で監査を受ける事業体、組織及びビジネスを行う個人を

意味する。

第4条 監査活動

監査活動は次のものを含む。

- 1 subscriber 及びクライアントの求めに応じ、法的主体及びビジネスを営んでいる個人の財務書類を監査及び証明すること
- 2 財務書類を監査し、財務書類について意見表明をすること
- 3 税金、支払い、報酬及び手数料の見積もりをチェックし、これらについて意見表明すること
- 4 財政状態の調査及び計画、投資及びローンについての様々なプロジェクト又は計画を開発し、不動産及びビジネスの評価を行うのを支援しかつサービスを提供すること
- 5 基準に従った記帳、会計記録の取りまとめ、財務諸表の作成、原価計算及びマネージャリアル・アカウンティングを組織することについて支援を行いかつ助言すること
- 6 事業体及び組織の財務的内部統制を組織化するのを支援すること
- 7 事業体及び組織の経営問題について助言すること
- 8 証券発行に関して財務的な見積もり及び査定の根拠をレビューすること
- 9 監査活動の範囲に含まれるものとして規制上で言及されているその他の活動

第5条 監査活動の原則

監査活動において次の原則が遵守されなければならない。

- 1 監査活動についての本監査法の規定を厳格に遵守し、かつ監査の国際基準と首尾一貫した方法及び様式に従った監査を実施する。
- 2 監査活動は、独立でなければならない。公認会計士の仕事が信頼できかつ独立したものであるだけでなく、公認会計士は、自己の独立性に違背することになる状況を生むかもしれない圧力及び支配（domination）を予測しかつ回避しなければならない。事業体、組織及び幹部（officers）が監査人の活動に介入するか又は監査人の活動に圧力をかけることは禁止されている。
- 3 公認会計士は、質の高い監査業務を行うために十分な資格（qualification）をもたなければならない。
- 4 法定の保証業務の場合、subscriber 及びクライアントは、監査、保証業務を行い、及び職業専門家の支援を行う監査人を選び、かつ本監査法で規定される事由があれば、任命された監査人を解任する権限を持つものとする。
- 5 不正確な監査、保証及び証明を行った結果、関係者が損失又は損害を被った場合、監査を行う法的主体は、自己の資産をもって関係者の被った損失又は損害を補填しなければならない。
- 6 監査活動における情報の機密性を維持しなければならない。監査人は、職業専門家とし

てのサービスの過程で入手したクライアントの情報を他人に話したり、第三者に漏らしたり、又は個人的に利用したりしてはならない。但し、法律で別段の定めがある場合はこの限りではない。

- 7 監査活動では不公正な競争は禁止されなければならない。公認会計士、監査人、監査事務所の広告は、誠実かつ適切なものでなければならず、他人をミスリードしかつ他の監査人又は監査事務所の評判を損なうか又は中傷し、かつ他と比較するようなことをしてはならない。

第6条 監査活動を行う根拠

- 1 監査事務所は、次の場合に監査を実施しなければならない。
 - 1 財務諸表の証明が法律で義務化されている場合
 - 2 事業体及び組織の所有者及び経営者が依頼し、契約を締結する場合
 - 3 クライアントが、監査業務についての subscriber の意思決定を受け入れ、監査を実施する監査事務所を選び、監査事務所と契約を締結する場合
- 2 クライアントは、契約で締結された料率でサービスの対価を払わなければならない。

第7条 財務諸表の証明を受けなければならない組織

- 1 次の事業体及び組織は、財務諸表を監査事務所に証明してもらわなければならない。
 - 1 証券取引所に上場されているあらゆる種類の株式会社
 - 2 証券取引所に上場することが要求されている会社
 - 3 3,000万 Tg 以上の法定資本 (fund) 金額を有する事業体
 - 4 すべての資産を公開入札で売却する予定の会社
 - 5 外国からの投資を受け入れている事業体及び組織、但し法律及びモンゴル国と外国との条約で別段の定めのある場合は除く。
 - 6 全面的に国営又は部分的に国営の事業体
 - 7 銀行、金融及び保険組織
 - 8 証券会社又は投資ファンドのビジネスを行っている会社
 - 9 労働組合
- 2 この条文の第1項に加えて、他の事業体が自発的に監査事務所に財務諸表の監査を委嘱することもある。

第8条 監査基準

財務的事柄に責任を有する政府のメンバーは、監査を行い、財務諸表を証明し、意見を表明し、かつ保証する基準を承認しなければならない。これは、国際監査基準の原則と首尾一貫

していなければならない。

第9条 財務諸表及び書類の証明

- 1 事業体及び組織の財務諸表及び書類は、監査事務所によって監査されなければならない。
- 2 監査人は、監査又はレビューした諸表及び財務書類に自分の判を押さなければならないし、かつ監査報告書はその監査事務所の役員によって署名されなければならない、かつ組織の判が押されなければならない。

第10条 契約及び terms of reference

- 1 クライアント及び監査人は、監査業務契約を書面で締結しなければならない。この契約書は、クライアント及び監査事務所の権限ある者が署名しかつ押印した日から発効するものとする。
- 2 監査活動、仕事の範囲、期間、サービスの対価、報告書の提出、及び契約の終了に関係したお互いの義務は、契約書に盛り込まなければならない。
- 3 クライアントと監査事務所が締結した有効かつ長期契約において監査活動を実施することとなった監査人は、どの種類の監査活動であれ監査事務所の経営者が採択した職務権限 (terms of reference) を持たなければならない。職務権限は、契約書の内容と完全に首尾一貫していなければならない。

第11条 クライアントの権利と義務

- 1 クライアントは次の権利を有する。
 - 1 監査事務所を選ぶこと
 - 2 監査意見について説明を提供するように監査事務所を求めること
 - 3 監査人の意見に同意しない場合、裁判所に控訴すること
- 2 クライアントは、次の義務を負う。
 - 1 監査を行う条件及び可能性を取りまとめること
 - 2 監査に必要な文書及び情報を提出すること
 - 3 経営者による確認書を監査人に提出し、組織のあらゆる経済的及び財務活動が、基準に従い会計及び財務諸表に適切に示されていること。それらと関係した文書、資料及び説明がもれなく表現されていること。それらから生じるいかなる責任も負うこと。
 - 4 監査の過程で発見された記帳及び財務諸表に関係した誤り及び違反を速やかに訂正すること
 - 5 クライアントのマネジメントが監査に支障をきたすようなことをしないこと

- 3 監査事務所は、財務諸表の証明をする責任を負うものとする。
- 4 クライアントの幹部は、監査人に提出する財務書類の適正性及び客観性に責任を負わなければならない。

第12条 公認会計士試験を受ける者の受験資格

公認会計士試験を受験する者は、次の要件を満たさなければならない。

- 1 大学で会計学の学士号又は同等の学位を取得し卒業した者
- 2 事業体及び組織で働く経理担当者、専門的な研究機関で教えている教員、国家機関のみならず課税機関及び監査事務所ですべて専門家として少なくとも2年以上で働く者
- 3 本監査法の施行以前に会計学専攻者（accountant）として専門的な大学を卒業した者は、財務会計及び原価計算、会計情報システム、監査及び経営助言業務についてセミナーを受講しなければならない。

第13条 公認会計士試験

- 1 財務的事柄を担当する政府メンバーの下で設けられた専門的会計審議会（以下「専門的審議会」と略す）は、少なくとも1年に一度公認会計士試験を行う責任を有する。
- 2 財務的事柄を担当する政府のメンバーは、専門的審議会によって提案された公認会計士試験の規則を承認しなければならない。

第14条 公認会計士の証書及び個人の印鑑（personal seal）

- 1 公認会計士試験に合格した者は、専門的審議会の提案に基づいた財務的事柄を担当する政府メンバーの決定によって証書及び個人の印鑑を付与される。
- 2 資格保有者の名前及び苗字、発行日、及び証明書番号は証明書に記載され、財務的事柄を担当する政府メンバー及び専門的審議会の議長によって署名される。
- 3 最初の試験の合格後2年間、公認会計士の資格が与えられ、2度目の試験に合格後5年間公認会計士の資格が与えられ、3度目の試験を合格後公認会計士の資格が無期限に与えられる。

有資格者の名前及び苗字及び証明書番号は、「モンゴル国公認会計士」という言葉の円の中に入れなければならない。

第15条 公認会計士の宣誓及び倫理規則

- 1 公認会計士は、次のことを含む宣誓を行わなければならない。「私は、モンゴル国の公認会計士として全力をあげて業務を遂行する際、法令及び倫理規則を厳格に遵守することを厳粛にここに誓います。」
- 2 宣誓は、専門的審議会によって運営されなければならない。

- 3 宣誓を行った市民は、宣誓が行われた日付、名前、及び場所を記録し、かつ宣誓文書に署名しなければならない。
- 4 公認会計士は、倫理規則を持たなければならない。倫理規則は、公認会計士が所属する組織によって採択されなければならない。

第16条 公認会計士の権限の抹消

次の場合に公認会計士の権限が抹消される。

- 1 死亡
- 2 公認会計士自身が廃業申請 (rejection) する場合
- 3 公認会計士の権限を取り消される場合

第17条 監査活動をするための免許

- 1 財務的事柄を担当する政府のメンバーの下で専門的審議会から免許を受領した後初めて、公認会計士は監査を行う権限を持つものとする。
- 2 監査を行う免許は、2年毎に更新しなければならない。
- 3 それぞれの国の正当な資格を有するモンゴルの国民及び外国の国民は、モンゴル法の試験に合格した場合、専門的審議会によって監査活動を行うための免許を与えられる。
- 4 免許は、要求される試験を受験していないか又は試験に合格していない者に付与されてはならないし、本監査法の第22条1項(2)号に従って免許が取り上げられた期間に免許が付与されてもならない。
- 5 公認会計士は、監査活動の免許を取るために次の文書を提出しなければならない。
 - 1 公認会計士の証明書のコピー
 - 2 法律で定められたその他の文書
- 6 監査活動をするための免許を付与するためには、次のことが考慮されなければならない。
 - 1 公認会計士の権限を有すること
 - 2 研修に参加したかどうか
 - 3 これまでの監査活動で専門家としての行為の誤り及び倫理の欠如がないこと
- 7 専門的審議会は、次の場合監査活動の免許を抹消しなければならない。
 - 1 モンゴルの法令及び職業倫理に抵触したため、公認会計士の権利が剥奪された場合
 - 2 公認会計士の証明書の有効期間が終了したか又は公認会計士試験に合格しない場合
 - 3 法律で明示されたその他の場合

第18条 公示

専門的審議会は、新規登録された公認会計士及び監査人及び資格を失った公認会計士及び監査人についての情報を指定された新聞で公表しなければならない。

第19条 監査人の義務

監査人は次の義務を果たさなければならない。

- 1 法令及び採択された基準に従って高度な専門家としての技能を駆使して監査を実施すること
- 2 利害対立が発生するか又は利害対立の外観が生じた場合、監査契約を締結するのを辞退しなければならない。他の監査人又は専門家が必要な場合クライアント又は監査事務所に直ちに通知しなければならない。
- 3 他の公認会計士の評判を損なうか又は中傷する行為をしてはならない。
- 4 監査の過程で入手した情報を個人的な利得のために使ってはならず、かつ他人にその情報を流してはならない。但し、法律で別段の定めがある場合は除く。公認会計士の業務が終了した後でもこの規定は、守られなければならない。
- 5 クライアントが求める場合、監査の結果及び財務諸表についての意見の法的根拠を説明しなければならない。
- 6 財務的事柄に責任を持つ政府メンバーから承認された研修シラバス（摘要、概要）の下で専門的審議会が実施する再研修コースの受講を怠ってはならない。

第20条 監査人の権限

監査人は次の権限を有する。

- 1 受嘱した仕事に関する必要な財務書類及び事実すべてを提供することをクライアントに求めること。現金、証券、有形及び無形資産の実査をすること。監査の過程で発生した問題について説明を求めること。
- 2 商業銀行及びその他の金融機関又は事業体が、財務諸表及び文書の証明に直接的に関係する文書を監査人に提供し、かつそれらをレビューするように求めること。
- 3 クライアントが必要な文書を提供せず、かつ十分に説明しない場合、監査契約の締結を辞退しなければならない。
- 4 監査人は、補助者を使っても良い。補助者は監査を行ってはならない。監査人と補助者の関係は、関係する法令の労働協約によって規制される。

第21条 監査人の権限の制限

- 1 監査人は、次の事業体及び組織の財務諸表及び文書を証明するのを辞退しなければならない。
 - 1 現在（監査人を）雇用しているか又は最近2年間（監査人が）雇用されていた事業体及び組織
 - 2 監査人が財務的利害（発行済株式総数の5%超を所有し、会社の資本を拠出したか又は貸付金、支払い及び投資の形態で財務的関係を有していること）を現在有しているか又は最近1年間有していた事業体又は組織

- 3 監査人のごく近い親族（父母、配偶者、子供、兄弟姉妹）が役員の地位（所有者、会長、取締役、次長、主任会計士、又は同様な役員の地位）に就いている事業体又は組織
- 2 監査人は、次の活動を行ってはならない。
 - 1 常勤の形で事業体で働くか、常勤職員として監査事務所で雇用されていると同時に契約の下で他の監査事務所で働くこと
 - 2 契約の下である監査事務所で働くと同時に契約の下で別の監査事務所で働くこと
 - 3 同じ監査事務所の監査人同士が、（自分のクライアントにするために）クライアントを説得するべく競争すること

第22条 懲戒処分

- 1 法律、法令、及び倫理規則に違反した公認会計士及び監査人は、次の罰則によって処分を受けなければならない。
 - 1 戒告
 - 2 監査活動の免許の抹消
 - 3 公認会計士の権利の剥奪
- 2 除名された（expelled）公認会計士又は監査人は、明定された規則に従い3年経過後に新たに権利を取得する申請を提出することができる。
- 3 財務的事柄を担当する政府のメンバーは、専門的審議会の提案に基づいて公認会計士に懲戒処分を課す規則を承認しなければならない。
- 4 この条文の第1項(2)号及び(3)号の下で課される罰則の場合、この事実を社会一般に公表しなければならない。
- 5 罰則についての決定が受け入れられない場合、当該公認会計士は裁判所に控訴できる。
- 6 違反を発見した後6ヶ月経過しかつ違反が実際に行われてから1年超が経過している場合、懲戒処分が課されてはならない。
- 7 前に懲戒処分を課されてから1年以内に2回目の懲戒処分を課されることがないならば、当該公認会計士は、懲戒処分中ではないものとして考えられなければならない。

第3章 監査事務所

第23条 監査事務所

監査事務所は、本監査法の第4条に記載された活動を行う事業体とし、持株会社又は組合以外の事業体の形態で組成されなければならない。

第24条 監査事務所の名称

監査事務所の名称の次に「監査」という言葉をつけなければならない。

第 25 条 監査事務所の要件

監査事務所は、次の要件を満たさなければならない。

- 1 監査活動を実施する人は監査人でなければならない。
- 2 事務所の経営者（会長又は役員）及び専門的意思決定を行う権能を持つ他の承認を受けた者も監査人でなければならない。
- 3 2人以上の常勤監査人を雇用しなければならない。
- 4 恒久的事務所、十分な設備及び家具を備えなければならない。
- 5 本監査法の第 4 条で記載されたもの以外の活動又は独立性に影響を与えるかもしれない活動を行ってはならない。

第 26 条 監査事務所の設立のための特別な許可

- 1 監査事務所を設立するか又は監査活動を行う予定の事業体は、次の書類を作成し、かつそれらを専門的審議会に提出しなければならない。
 - 1 申請書に特別許可のリクエストが含まれていること
 - 2 公認会計士の簡略な履歴書
 - 3 監査事務所を設立する契約、及び
 - 4 パートナーシップ又は会社の定款
- 2 専門的審議会が監査事務所を設立する申請 (request) をレビューし、かつ要件が満たされていると判定するならば、財務的事柄を担当する政府のメンバーは、専門的審議会が提出したものに基づいて特別許可を付与しなければならない。
- 3 監査事務所は、有効期限の切れる 1 ヶ月前に財務的事柄を担当する中央政府機関に特別許可の延長を申請しなければならない。
- 4 監査事務所の活動に対する苦情については適切な措置が取られるために 14 日以内に会計監査局及び専門的審議会がレビューし、かつ財務的事柄を担当する政府のメンバーに見解を提出しなければならない。

第 27 条 監査事務所の登録

本監査法の第 26 条に記載されている特別許可を得るに際し、監査事務所は、会社及びパートナーシップ法の下で国家登録局に登録されなければならない。

第 28 条 定款変更の登録

監査事務所は、定款を変更する場合その変更案を専門的審議会に提出しレビューを受け、かつ国家登録局に登録しなければならない。

第 29 条 監査事務所の活動制限

監査事務所は、次の事業体及び組織の財務諸表及び書類を証明することが禁止される。

- 1 監査事務所が投資をしているもの
- 2 資産又は資本に関して関係があるもの
- 3 会計の組織化、会計システムの構築、及び財務諸表の作成を専門的に支援したもの。

第30条 監査事務所の免許の終了 (termination)

- 1 本監査法及び他の関係法令及び法的公表物の規定に違反した場合、監査活動の免許は、財務的事柄を担当する政府のメンバーの命令 (decree) によって終了するものとする。
- 2 専門的審議会は、免許が終了させられた監査事務所について関係する国家登録事務所 (State Registration Office) に通知しなければならない。

第4章 専門的会計審議会 (Professional Accounting Council)

第31条 会計審議会及びその設立

- 1 専門的会計審議会は、モンゴル国内における会計及び監査活動をプロフェッションという位置付けで管理する (professional management) ことを目的とし、財務的事柄を担当する政府のメンバーの下で活動するものとする。専門的審議会の会則は財務的事柄を担当する政府のメンバーの承認を受けるものとする。
- 2 審議会は財務的事柄を担当する政府のメンバーの命令によって設立されるものとする。審議会は議長と政府及び非政府組織を代表する6人の委員により構成される。
- 3 専門的会計審議会の議長及び委員は最長5年間委嘱されるものとする。
- 4 議長及び委員は常勤とするが、非常勤の委員も置くことができる。

第32条 専門的審議会の権限

専門的審議会は以下の権限を有する。

- 1 会計及び監査活動の基準の開発、改訂及びそれらの適用状況の監督
- 2 教育問題を担当する権限を有する政府機関と共に、会計専門家を養成する大学大学の養成課程のレビュー及び監視
- 3 少なくとも年1回公認会計士試験を実施し、公認会計士の証明書を合格者に交付するため当該試験の合格者リストを政府の財政問題担当官へ提出すること。
- 4 公認会計士に対する証明書の交付及び公認会計士の記録の保存
- 5 関連する法律及び規制に従って外国及び国内の公認会計士が監査活動を行うための資格を付与すること
- 6 監査事務所の設立について特別な許可を求める申請書の審査が終了次第、財務的事柄を担当する政府のメンバーに見解を提出すること
- 7 監査事務所の名称、法的形態、経営者、オーナーの姓名、従業員数、住所及びその他の事項を記載した記録の保存
- 8 公認会計士及び監査事務所が本監査法、関連法律及び公認会計士協会によって承認さ

れた倫理規則を厳格に遵守するようにさせること。

- 9 この条文の第 8 項に従って、自らのイニシアティブによるか又は subscriber 又はクライアントからの指摘又は苦情に基づいて監査人又は監査事務所の活動を調査すること
- 10 会計専門家を養成する大学の養成課程の質が養成課程に関し承認された基準を満たしていない場合、養成認可(training license)の取り消しについて教育問題に責任を有する政府機関に進言すること
- 11 公認会計士試験、規制及び監査実務を行うための資格の付与を行うこと及び管理に係る様々な業務に対し報酬 (fees) を課すこと。この業務報酬は専門的審議会の活動で発生する費用をまかなえるだけの合理的かつ固定の金額とすること。

第 33 条 議長及び委員の要件

専門的審議会の議長及び委員は以下の属人的要件を満たす者でなければならない：

- 1 モンゴル国民であること
- 2 公認会計士として適切に登録していること
- 3 公認会計士の資格を得てから 3 年以上の国家行政機関での勤務、監査事務所での勤務及び大学や単科大学で教鞭を取った経験があること
- 4 心身ともに健康であり、責任能力があること
- 5 職業倫理規則を遵守できること

第 34 条 議長及び委員の更迭

- 1 議長及び委員は以下の理由による場合は更迭できる：
 - 1 健康状態により義務を遂行できなくなった場合
 - 2 自己申告による辞職
 - 3 法規及び倫理規則違反が判明した場合
 - 4 有罪判決を受けた場合
- 2 政府の財務的事柄を担当する政府のメンバーによって任命された調査官が検査 (conducts an examination) をする際、議長又は委員などの関係者が当該検査に参加してはならないし、又検査結果に影響を与えてはならない。

第 35 条 専門的審議会の資金源について

- 1 専門的審議会はサービス報酬及びその他の資金源で運営されるものとする。
- 2 専門的審議会の資金は本監査法の目的、機能及び義務の適用に関連する活動に費やされるものとする。
- 3 専門的審議会の財務諸表は中央政府の財政機関が監督する。

第 36 条 資格使用の制限

- 1 公認会計士として登録した者以外の者が公認会計士又はそれと類似した名称を使用することは禁止する。このような禁止をしなければ、誤解及び誤認を生じさせるためである。
- 2 登録した監査事務所以外の法的主体が、「監査」又は他の類似した用語を組織の名称に使用することを禁止する。

第 5 章 監査法に違反した場合の罰則

第 37 条 監査人又は監査事務所に課される罰則

- 1 個人又は監査事務所が監査法規に違反するという罪を犯した場合及び違反が犯罪を構成しない場合、裁判所は違反内容を考慮して以下の金額の罰金を課すものとする。
 - 1 本監査法第 21 条及び第 30 条に違反した場合、監査人には 30,000T から 40,000T、監査事務所に対しては 150,000T から 200,000T の罰金
 - 2 財務諸表の不正確な監査によりクライアント及びその他の関係者に金銭的又は物的損害が生じた場合、監査事務所が当該損害額を補償しなければならず、さらに監査人には 40,000T から 50,000T、監査事務所に対しては 200,000T から 250,000T の罰金
 - 3 本監査法第 17 条に違反した場合、当該活動から得た所得は没収されるとともに個人には 20,000T から 30,000T、監査事務所に対しては 100,000T から 150,000T の罰金が課される。
- 2 本監査法第 19 条第 4 項に違反した場合、関連法規に示されている罰則が課される。

第 38 条 subscriber 及びクライアントの責任

- 1 subscriber 又はクライアントが本監査法又は他の規制に違反した場合及び違法行為が犯罪を構成しない場合、裁判所は違反内容を考慮して以下の金額の罰金を課すものとする。
 - 1 本監査法第 7 条に示されている組織が財務諸表の証明を委嘱するのを故意に回避しようとした場合、幹部には 20,000T から 30,000T、組織に対しては 150,000T から 250,000T の罰金
 - 2 財務諸表の証明及びその他の書類の証明を意図的に妨害した場合、幹部には 30,000T から 40,000T、組織に対しては 150,000T から 250,000T の罰金

第 39 条 他の人に課される罰則

- 1 クライアントと取引関係のある当局者(official(s))又は組織が、証明に必要な十分なデータ及びその他の資料の提供を拒否した場合、拒否するという罪を犯した当局者(official(s))には 20,000T から 30,000T、組織に対しては 100,000T から 200,000T の罰金が課される。

- 2 適切な免許を持たないのに監査活動を行った個人又は組織は、当該活動から得た所得が没収されるとともに個人には 40,000T から 50,000T、組織に対しては 200,000T から 250,000T の罰金が課される。
- 3 本条第 2 項に 2 度違反した法的主体は、当該主体又は個人の活動が清算されることとなる。
- 4 本監査法第 36 条に違反した場合、有罪となった個人には 25,000T から 50,000T、組織に対しては 200,000T から 250,000T の罰金を裁判所が課すものとする。

第 40 条 発効日

本監査法は 1997 年 9 月 1 日に発効するものとする。

THE MINUTES OF MEETING
BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
MINISTRY OF FINANCE
THE GOVERNMENT OF MONGOLIA
ON
TECHNICAL COOPERATION PROJECT
FOR
STRENGTHENING ACCOUNTING AND AUDIT CAPABILITY

The Japanese Study Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. SHIMIZU Akira, Senior Assistant Resident Representative of JICA Mongolia office, exchanged views and had a series of discussion with the Ministry of Finance (hereinafter referred to as "MOF") for the purpose of working out the detail of the technical cooperation project, namely "Strengthening Accounting and Audit Capability Project" (hereinafter referred to as "the Project"), and the measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above-mentioned project.

As a result of the discussions, the major points agreed on by the Team and MOF are summarized hereto.

Ulaanbaatar, June 9th, 2005



SHIMIZU Akira
Senior Assistant Resident
Representative
Mongolia Office
Japan International Cooperation
Agency



DORJKHAND Togmid
Deputy Director
Department of Policy and
Coordination for Loans and Aid
Ministry of Finance
Government of Mongolia

Background of the project

A growth of private sector is the essential factor for economic growth in Mongolia, and this is one of the key notes of the midterm national development plan (Economic Growth Support and Poverty Reduction Strategy) in Mongolia. It is recognized that an establishment of market economic system and the development of human resources are the most important activities for a growth of private sector in this country.

One of the problems which disturb the economic growth is absence of obligation for a disclosure of company information in this country. To solve this problem and to increase foreign investments, disclosing company information and high ethical standards of company executives and accountant must be established in Mongolia.

A legal environment that facilitates development of auditing in Mongolia was created in 1997 when "Audit Law" of Mongolia entered into force. Mongolian auditing firms are not yet well known at international stage, so the most important matters of clients are usually call for help of foreign auditing companies. For this reason, the Institute of Certified Public Accountants should be well-organized and strengthen the accountants training. In that case, Mongolian accountants have to learn from the privileged experience accumulated by auditors and accountants of Japan.

The Tentative Master Plan of the Project

1. Title of the Project

Strengthening Accounting and Audit Capability Project

2. Beneficiaries of the Project

Beneficiary of the Project : Accountants, Auditors, Company executives in Mongolia, Member and staff of Mongolian Institute of Certified Public Accountants

3. Overall Goal of the Project

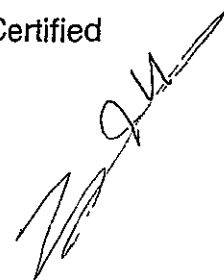
To cultivate certified public accountants to serve for private sector development in Mongolia

4. Purpose of the Project

To promote the system improvement for enhancement of accountants' knowledge, ethical standards and auditing capabilities in Mongolia

To consider the improvement plan to manage Mongolian Institute of Certified Public Accountants by learning Japanese accumulated experience

5. Expected Outputs



- (1) Well understanding the organization, status and actual achievement of Japanese Institute of Certified Public Accountants
- (2) Enhancement of the auditing knowledge of accountants by understanding latest auditing method.
- (3) Enhancement of the auditing capabilities of audit firms with regarding Japanese audit firms.

6. Expected Activities

- (1) Introducing Japanese accounting and auditing system
- (2) Advising how to strengthening the accountant organization by using Japanese experiences
- (3) Teaching international accounting and auditing standards and latest practices
- (4) Teaching codes of ethics
- (5) Advising improvement plan with observation and discussion with Japanese audit firms
- (6) Teaching the necessity of company disclosure and relation with funding.

7. Duration of the Project

The project will be for approximately two (2)years and five (5)months from October 2005 to February 2008

8. Measures to be taken by both sides

8-1 Japanese side

- (1) Training of Mongolian personnel in Japan
Ten (10) trainees for a year
- (2) Dispatch of Japanese short term experts
One or two experts for a year

8-2 Mongolian side

- (1) Select counterpart personnel

9. 2005 Training plan

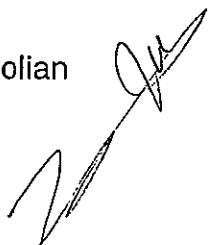
9-1 Term

About two(2) weeks in October 2005

9-2 Trainee selection

Trainee must have the license of Mongolian Certified Public Accountant and be involved in accounting and audit activity in private sector.

Some trainee will be selected from the executives or senior staff of Mongolian Institute of Certified Public Accountants, and executives of audit firms



Trainee candidate list must be presented to JICA by 15 July.

9-3 Training program

Training program was discussed with tentative plan presented by the Team.

A large, stylized handwritten mark, possibly a signature or initials, located at the bottom left of the page.A handwritten signature or mark, possibly a name, located at the bottom right of the page.

